

越谷市多文化共生推進プラン

令和2年(2020年)3月
越 谷 市

はじめに



越谷市長
高橋 努

本市は、これまで首都近郊のベッドタウンとして発展してきました。近年では、本市においても少子高齢化が進み、近い将来人口減少に転じることが見込まれます。これに対し、外国籍の市民数は、増加傾向にあり、令和元年12月には、7,000人を超え、本市の人口に占める割合も約2%になっています。そして今後もこの増加傾向は続くと考えられます。

これらの外国人市民は、多様な文化的背景をもち、日本語が十分に話せないなど外国人であることに起因する様々な困難を抱えています。その一方で、高齢化が進む本市において、若く活力あふれる外国人市民は、本市がさらに発展していくための貴重な人材として活躍が期待されます。そのためには、外国人市民を受け入れる本市において、その環境整備を進めるとともに、多様な文化を尊重し、互いにちがいを認め合いながら共に生きる多文化共生を進めることがとても大切になってきます。そこで、本市における多文化共生を推進し、多文化共生社会を実現するため、越谷市多文化共生推進プランを策定しました。

今後は、本プランに基づき外国人市民特有の課題を解決するための様々な施策を実施するとともに、多文化共生社会を実現するための外国人市民と日本人市民の交流などの施策を実施してまいります。

結びに、本プランの策定にあたりまして、ご協力いただきました有識者意見交換会の皆さま、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見、ご提言を賜りました皆さまに、心からお礼申し上げます。

令和2年（2020年）3月

目 次

第1章 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 多文化共生をめぐる動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 プランの位置づけと計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 越谷市の現状

- 1 外国人市民数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 国籍・地域別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 在留資格別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 年齢別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 外国人市民アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 基本指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 事業の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第4章 施策の推進

- 1 コミュニケーションでつながり合うまちづくり・・・・・・・・ 20
- 2 すべての市民が安全・安心に生活できるまちづくり・・・・ 22
- 3 多様性を活かした魅力的なまちづくり・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 国際交流を推進するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第5章 多文化共生の推進体制

- 1 関係機関との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 市の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 越谷市国際交流協会及び市民活動団体の役割・・・・・・・・ 32
- 4 多文化共生と地域コミュニティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

資料編

- 1 外国人市民アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 越谷市多文化共生推進プラン検討委員会設置要綱・・・・ 47
- 3 越谷市多文化共生推進プラン検討委員会委員名簿・・・・ 50
- 4 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

(1) プラン策定の趣旨

本市はこれまで、首都近郊のベッドタウンとして人口増加や都市化の進行、中核市移行などを経て、成長し、発展してきました。また、平成元年（1989年）に1,360人だった外国籍市民数も令和元年（2019年）12月には、7,006人、本市の総人口に占める割合も2%を超え、今後もさらなる増加が見込まれます。在留資格^{※1}別では、永住者が最も多く、定住化する傾向がみられるほか、市内には留学生を受け入れる大学や日本語学校、専門学校もあり、技能実習生も増加しています。さらに、海外からの帰国や日本国籍の取得、国際結婚の増加などにより、日本国籍であっても言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民も増加しています。そのため、様々な外国人市民が暮らす本市においても、多文化共生を推進することが、まちづくりを進めていくうえでますます重要になってきています。

そこで、本市のさらなる発展を目指し、多文化共生のまちづくりに向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「越谷市多文化共生推進プラン」を策定しました。

(2) 多文化共生推進の意義

① すべての人が暮らしやすいまちづくり

多文化共生のまちづくりの推進は、言語や文化、能力など様々なちがいを認め合い、すべての人に配慮した安全・安心な暮らしやすいまちづくりの推進につながります。また、SDGs^{※2}の「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性^{※3}のある社会の実現にもつながります。

② 地域の活性化と魅力向上

日本人市民と外国人市民が互いの生活習慣や文化のちがいを認め合い、地域社会の一員としての役割を果たしながら様々な活動を展開することは、地域の活性化・発展につながります。また、様々なつながりを活かし、世界に開かれたまちづくりを推進することにより、地域の産業・経済の振興や活性化が期待できます。さらに、

※1 在留資格：外国人が日本に在留するにあたり、行うことのできる活動などを類型した資格

※2 SDGs：持続可能でよりよい世界を目指すため、2015年の国連サミットで採択された、「人や国の不平等をなくそう」などを含む17のゴール・169のターゲットからなる国際目標

※3 包摂性：社会的立場に関わらず、多様な人々を社会や組織に取込んでいくこと。

市民の文化的多様性を活力や成長の源泉とみなす「インターカルチュラル・シティ※4」の視点から、まちの魅力を向上させることができます。

③ グローバルな視点を持つ人材の育成

多文化共生のまちづくりを推進することで、市民の国際感覚や多文化理解力の向上が期待でき、国際性※5豊かな市民感覚の醸成につながります。また、多文化交流が進むことで、新たな価値観や多様な文化芸術を創造する機会も増え、様々な文化に対応する能力を有する人材の育成につながります。

④ 人権の尊重

多文化共生の推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」などにおける外国人の人権尊重の趣旨にも合致します。国籍や民族などのちがいを超え、一人の人間として尊重されることにより、本市の人権施策推進方針に掲げる「互いに認め合い人権を尊重する社会」の実現につながります。

<用語の定義>

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
(総務省 多文化共生の推進に関する研究会報告書 2006年3月)

外国人市民

外国籍の人に限らず、日本国籍を取得した人や国際結婚などによって生まれた人など、国籍にかかわらず言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民

外国籍市民(外国籍住民)

日本国籍以外の国籍を有する者、無国籍の者及び国籍が不明の市民(住民)

日本語指導を必要とする児童生徒

① 日本語で日常会話が十分にできない者及び ② 日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者で、日本語指導が必要な児童生徒

※4 インターカルチュラル・シティ：欧州評議会が進める文化的多様性を資産としてとらえ、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする新しい都市政策

※5 国際性：国内だけでなく世界的な視点から物事を捉える考え方

2 多文化共生をめぐる動向

(1) 国の動き

日本に在留する外国籍住民数は近年増加傾向にあり、平成30年（2018年）12月現在で約273万人、総人口に占める割合は約2.1%と過去最高となっています。一方で、少子高齢化の進展により、日本における15歳から64歳までの生産年齢人口は平成9年（1997年）の約8,699万人をピークに減少。平成30年（2018年）10月現在、約7,545万人となっており、これまでの経済規模を維持することを前提とする場合、我が国は深刻な労働力不足に直面することになります。こうした事態に対応するため、国は出入国管理及び難民認定法（以下「入国管理法」といいます。）を改正し、様々な形で外国人労働者を受け入れてきました。

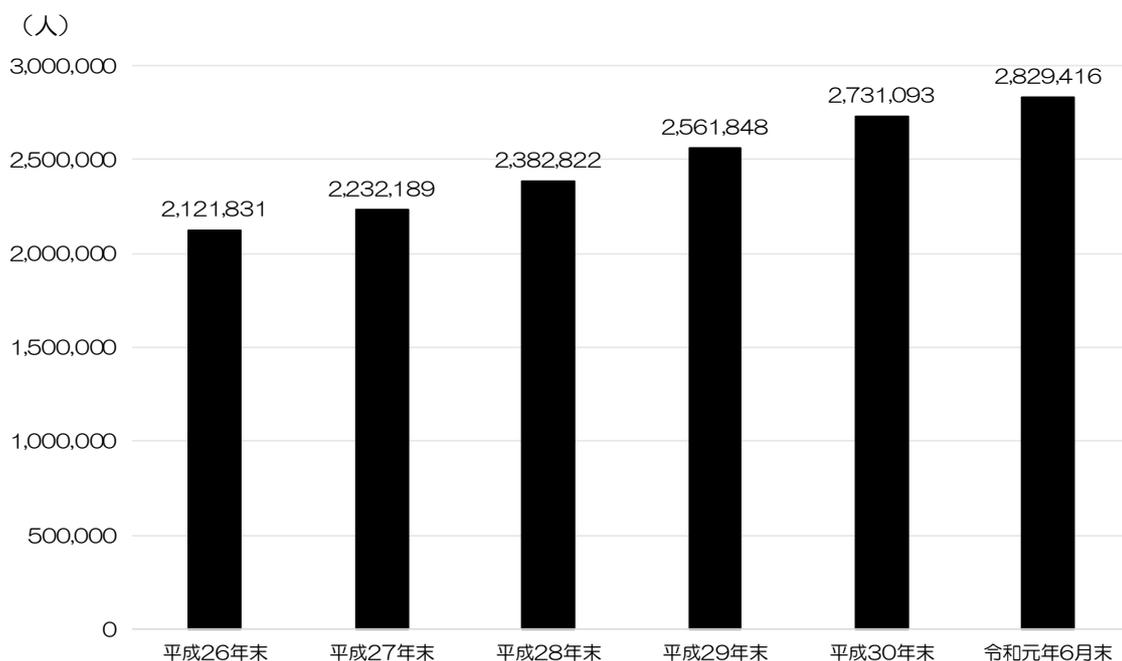
この間、南米などからの日系人や技能実習生、留学生などが年々増え、原則として10年以上継続して日本国内に滞在し、一定の要件を満たせば申請して認められる「永住者」資格で暮らす外国人も、平成4年（1992年）に約4万人だったものが、平成30年（2018年）には約77万人と、実に19倍以上となるなど、多様な在留資格で暮らす外国人が増えました。

これまで国では、総務省自治行政局国際室で平成18年（2006年）に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、自治体における多文化共生の推進を促してきました。また、平成29年（2017年）には、全国の優良な取組みを紹介する「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策のさらなる推進を図っています。平成31年4月現在で「多文化共生推進プラン」を策定した自治体は100を超えるなど、自治体における多文化共生の推進は、全国的に定着しつつあります。

また、平成31年（2019年）4月に施行された改正入国管理法では、技能実習生からの移行も可能な「特定技能」の在留資格を新たに設けるとともに、施行に先立つ平成30年末には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を定め、外国人受け入れの環境整備が進められています。この「特定技能」の資格では、人手不足が深刻な14の業種^{*6}において新たに34万5千人の外国人を労働者として受け入れることとしており、これは、国がこれまで受け入れないこととしてきた単純労働の分野に外国人を受け入れることを意味した大きな政策転換です。さらに、令和元年（2019年）6月には、日本語教育の推進に関する法律が制定され、日本語教育の基本方針を定め、外国人が日本語を身につけるための施策を実施することとしています。

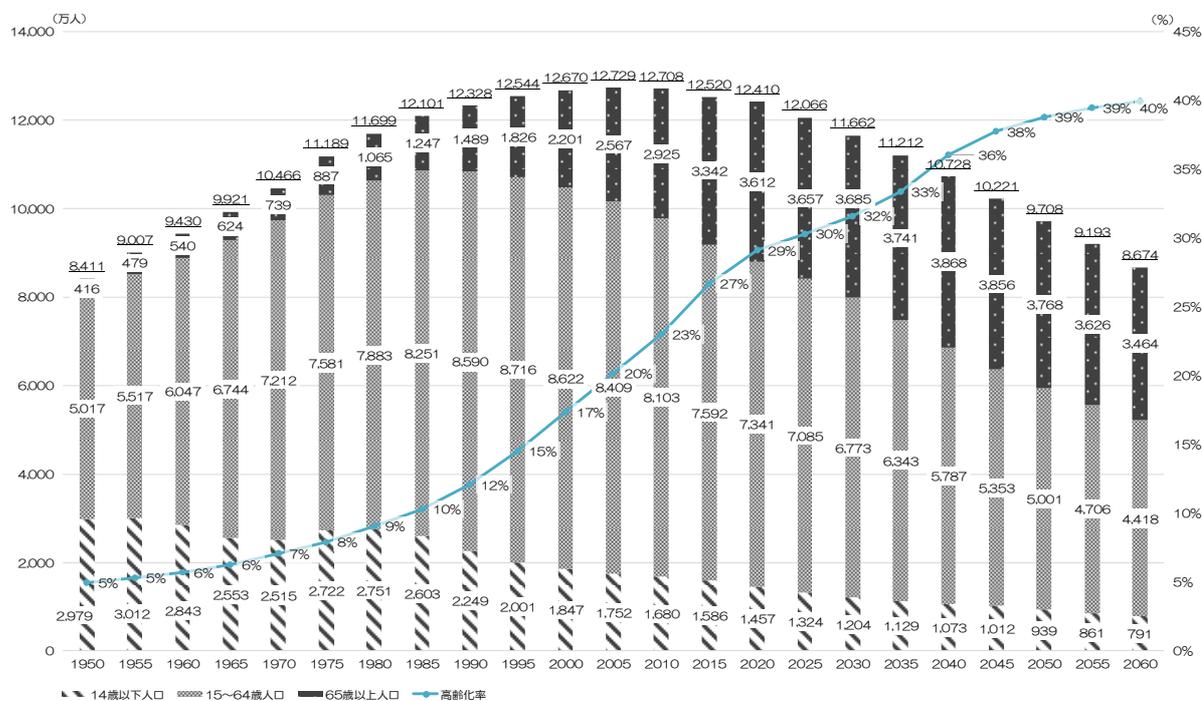
^{*6} 人手不足が深刻な14の業種：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

図表1 日本国内の外国籍住民数



資料：総務省

図表2 日本の人口推移



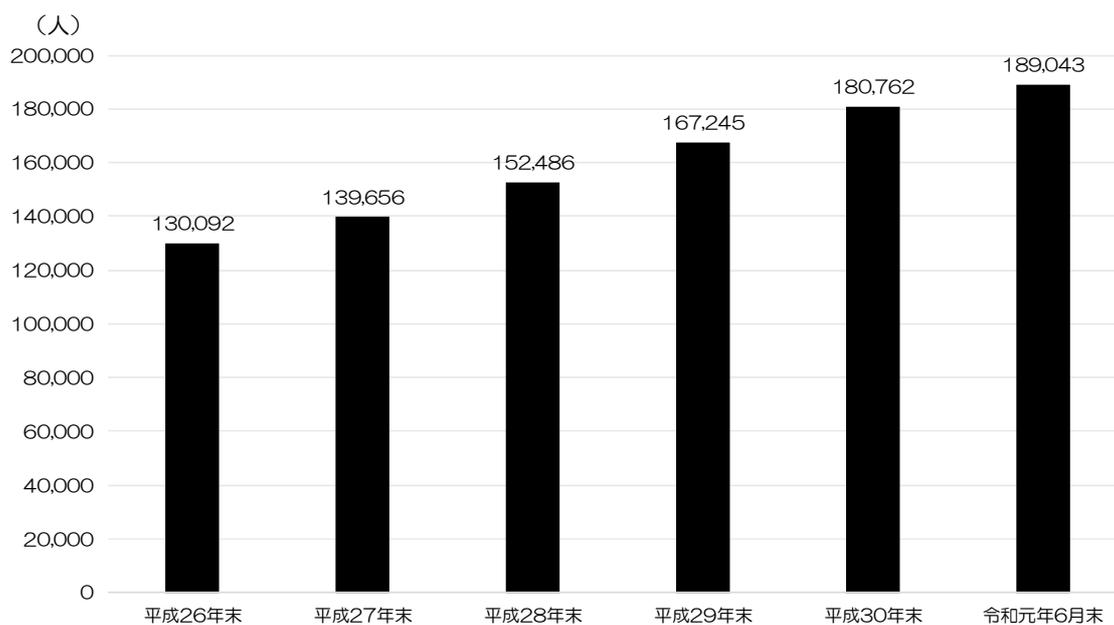
資料：2015年まで総務省、2020年からは国立社会保障・人口問題研究所

(2) 県の動き

埼玉県における外国籍住民数は、平成30年（2018年）12月現在、約18万人と全国では第5位となっており、総人口に占める割合も約2.5%と年々上昇しています。また、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、県内で一部の試合が行われることなどから外国人観光客が増えることが見込まれます。

こうした中、県では平成19年（2007年）12月に初めて「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定し、平成24年（2012年）7月の見直しを経て、平成29年（2017年）4月に新たなプランを取りまとめました。この中で「誰もが暮らしやすい地域づくり」、「多文化パワーの受入れ」、「共に輝き活躍する地域づくり」を3つの基本的な取組とし、外国人住民の自立を支援するとともに社会参画を促進し、日本人住民と外国人住民がお互いの立場を理解し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮してともに地域で支え合う、活力ある豊かな多文化共生社会づくりのための施策を実施することとしています。

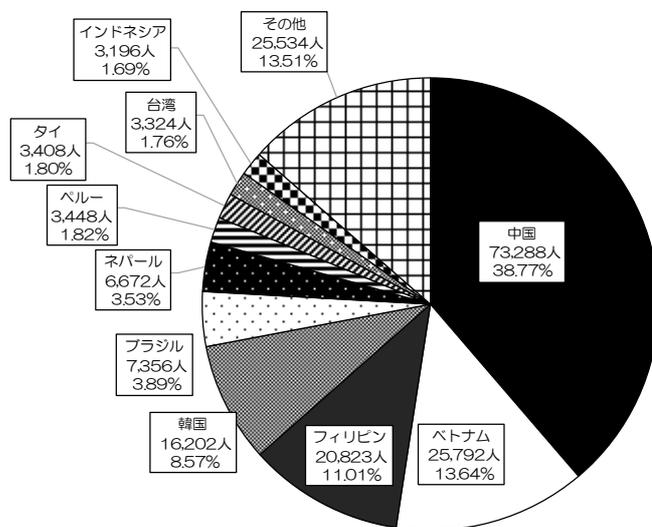
図表3 埼玉県内の外国籍住民数



資料：総務省

図表4 都道府県別外国籍住民数及び国籍別在留外国籍住民数

順位	都道府県名	外国籍住民数（人）
1	東京	581,446
2	愛知	272,855
3	大阪	247,184
4	神奈川	228,029
5	埼玉	189,043
6	千葉	162,588
7	兵庫	112,722
8	静岡	96,654
9	福岡	79,129
10	茨城	67,986
・	・	・
・	・	・
45	高知	4,746
46	鳥取	4,739
47	秋田	4,230
	全国計	2,829,416



2019年6月末現在
資料：法務省

(3) 越谷市の動き

本市の外国籍市民数は令和元年（2019年）12月現在7,006人で、総人口に占める割合は国、県と同様に2%を超えています。また、埼玉県内における本市の外国籍市民数は、令和元年（2019年）6月現在、第7位となっています。

本市では、増加する外国人市民への対応として、第4次越谷市総合振興計画において多文化共生社会の形成と国際交流を進めるため、「多文化共生のまちづくり」を施策として位置づけ、越谷市国際交流協会や地域日本語教室などの市民活動団体と連携し、多文化共生社会の形成に資する事業などを実施するとともに、行政資料などの多言語化に取り組んできました。

多文化共生をめぐる環境が大きく変化する中、国や県の動向を踏まえ、本市としてどのように多文化共生を進めていくべきか検討を行い、「越谷市多文化共生推進プラン」を取りまとめました。

図表5 埼玉県内市町村別外国籍住民数

順位	市町村名	外国籍住民数（人）
1	川口市	37,855
2	さいたま市	26,520
3	川越市	8,785
4	戸田市	7,664
5	草加市	7,311
6	蕨市	7,162
7	越谷市	6,919
8	所沢市	6,082
9	三郷市	4,501
10	朝霞市	4,049

2019年6月末現在

資料：法務省

3 プランの位置づけと計画期間

（1）プランの位置づけ

本プランは、「第4次越谷市総合振興計画」で掲げた「互いに認め合い人権を尊重する社会づくり」を推進するため、その内容をより具体的かつ体系的に整理した分野別計画として位置づけます。また、平成18年（2006年）に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」及び「埼玉県多文化共生推進プラン」の内容とも整合を図り、本市独自の現状や課題を反映したものとします。

（2）プランの期間

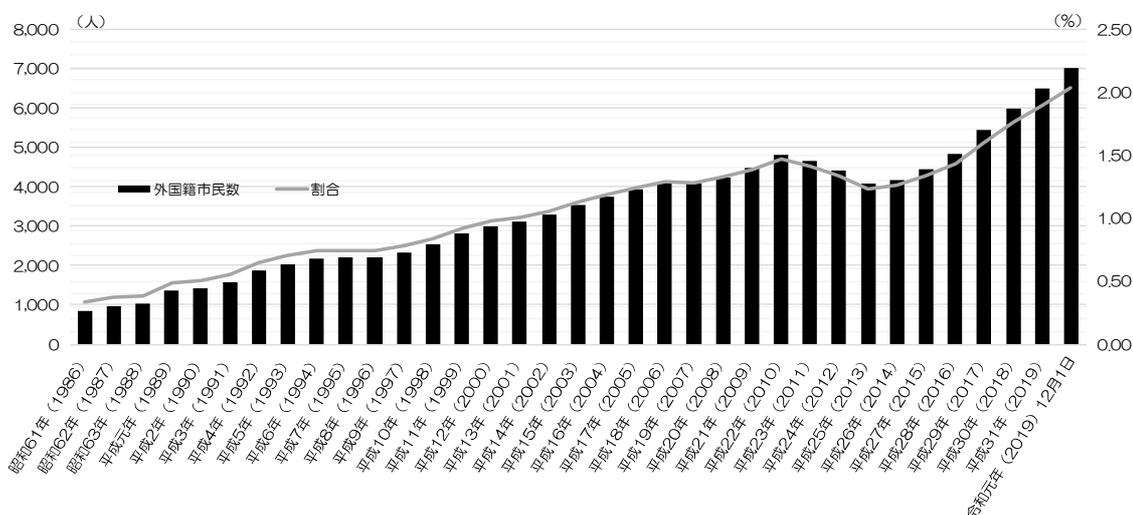
本プランの計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6か年計画とします。ただし、社会経済情勢や市民意識の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 越谷市の現状

1 外国籍市民数の状況

本市の外国籍市民数は、平成23年（2011年）の東日本大震災以降、一時的に減少したものの、平成26年（2014年）から再び増加に転じ、令和元年（2019年）12月1日現在で7,006人、総人口に占める割合は2.03%となり、いずれも過去最高となっています。また、居住地別では、市内13地区全域に分散していますが、大相模地区が最も多く、次いで蒲生地区となっています。

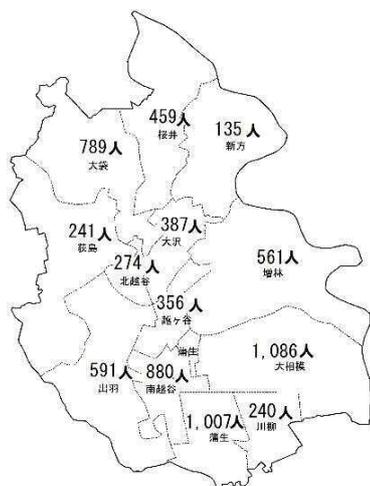
図表6 越谷市外国人登録者数・外国籍市民数及び割合の推移



各年 1 月 1 日現在

資料：市民課

図表7 越谷市地区別外国籍市民数



	地区名	総市民数 (人)	外国籍市民数 (人)	割合 (%)
1	桜井	38,151	459	1.20%
2	新方	14,480	135	0.93%
3	増林	33,405	561	1.68%
4	大袋	51,327	789	1.54%
5	荻島	11,959	241	2.02%
6	出羽	31,696	591	1.86%
7	蒲生	43,998	1,007	2.29%
8	川柳	9,922	240	2.42%
9	大相模	35,070	1,086	3.10%
10	大沢	22,097	387	1.75%
11	北越谷	8,708	274	3.15%
12	越ヶ谷	16,177	356	2.20%
13	南越谷	27,525	880	3.20%
	市全体	344,515	7,006	2.03%

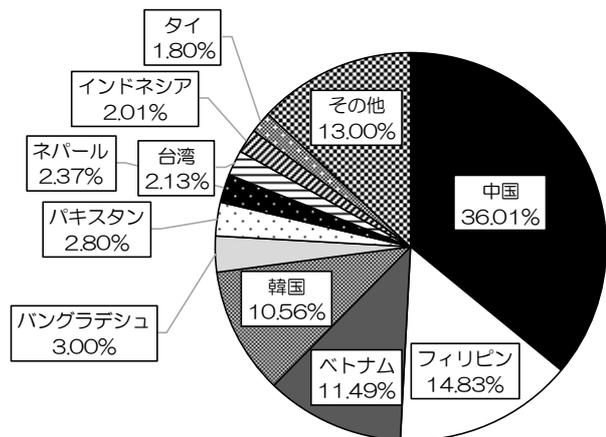
2019年12月1日現在

資料：市民課

2 国籍・地域別の状況

国籍・地域別で見ると、令和元年（2019年）12月1日現在、中国が2,523人で、外国籍市民全体に占める割合が約36%と最も多く、以下、フィリピン、ベトナム、韓国、バングラデシュと続いています。上位10か国で全体の85%以上を占めますが、国籍・地域別数は83の国と地域に及びます。

順位	国籍・地域名	外国籍市民数（人）	割合（%）
1	中国	2,523	36.01%
2	フィリピン	1,039	14.83%
3	ベトナム	805	11.49%
4	韓国	740	10.56%
5	バングラデシュ	210	3.00%
6	パキスタン	196	2.80%
7	ネパール	166	2.37%
8	台湾	149	2.13%
9	インドネシア	141	2.01%
10	タイ	126	1.80%
	その他	911	13.00%
	外国籍市民総数	7,006	100%
	越谷市総人口	344,515	2.03%



図表8 越谷市国籍・地域別外国籍市民数

2019年12月1日現在
資料：市民課

3 在留資格別の状況

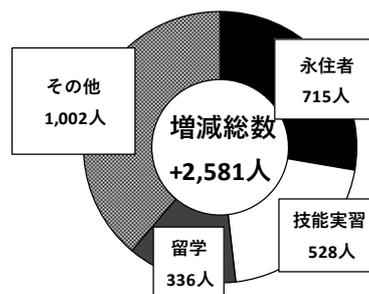
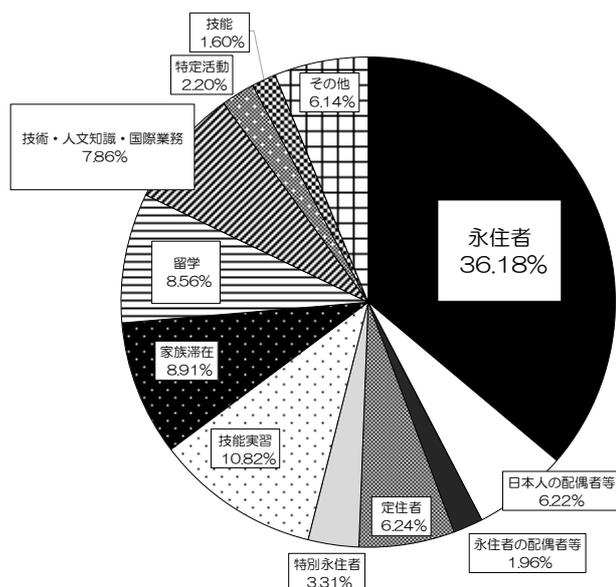
在留資格別で見ると、令和元年（2019年）12月1日現在、日本での活動に制限のない「永住者」、「日本人・永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」で全体の53.91%を占めており、定住化が進んでいるといえます。また「技能実習」、「留学」の在留資格者数は、5年前と比較して倍増しており、在留資格の多様化が進展しています。

図表9 越谷市在留資格別外国籍市民数

(2014年12月1日、 2019年12月1日現在)	2014年		2019年	
	外国籍市民数(人)	割合(%)	外国籍市民数(人)	割合(%)
総数	4,425	100.00%	7,006	100.00%
身分又は地位に基づく在留資格等	3,185	71.98%	3,777	53.91%
永住者	1,820	41.13%	2,535	36.18%
日本人の配偶者等	453	10.24%	436	6.22%
永住者の配偶者等	82	1.85%	137	1.96%
定住者	397	8.97%	437	6.24%
特別永住者	433	9.79%	232	3.31%
活動に基づく在留資格	1,240	28.02%	3,229	46.09%
技能実習	230	5.20%	758	10.82%
家族滞在	286	6.46%	624	8.91%
留学	264	5.97%	600	8.56%
技術・人文知識・国際業務	213	4.81%	551	7.86%
特定活動	67	1.51%	154	2.20%
技能	85	1.92%	112	1.60%
その他	95	2.15%	430	6.14%

※「技能実習」は「技能実習1号イ」「技能実習1号ロ」「技能実習2号イ」「技能実習2号ロ」「技能実習3号ロ」の合算数

※「技術・人文知識・国際業務」は「技術」「人文知識・国際業務」「技術・人文知識・国際業務」の合算数



2019年12月1日現在

資料：市民課

4 年齢別の状況

年齢別で見ると、市全体の人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が25%であるのに対し、外国籍市民では約4%となっています。一方で、外国籍市民の生産年齢人口の割合は、約85%と非常に高くなっています。また、外国籍児童生徒数は増加傾向にあり、この5年間で倍増しています。国籍別にみると、中国が最も多く、フィリピン、パキスタンと続いています。

図表10 越谷市年齢別外国籍市民数

(2019年12月1日現在)	越谷市全体		外国籍市民	
	総市民数(人)	割合(%)	外国籍市民数(人)	割合(%)
年少人口(14歳以下)	44,374	12.88%	771	11.00%
生産年齢人口(15~64歳)	214,026	62.12%	5,948	84.90%
15~39歳	94,787	27.51%	3,695	52.74%
40~64歳	119,239	34.61%	2,253	32.16%
高齢者人口(65歳以上)	86,115	25.00%	287	4.10%
前期高齢者(65~74歳)	43,201	12.54%	197	2.81%
後期高齢者(75歳以上)	42,914	12.46%	90	1.28%
総数	344,515	100.00%	7,006	100.00%

資料：市民課

図表11 越谷市内小・中学校外国籍児童生徒数

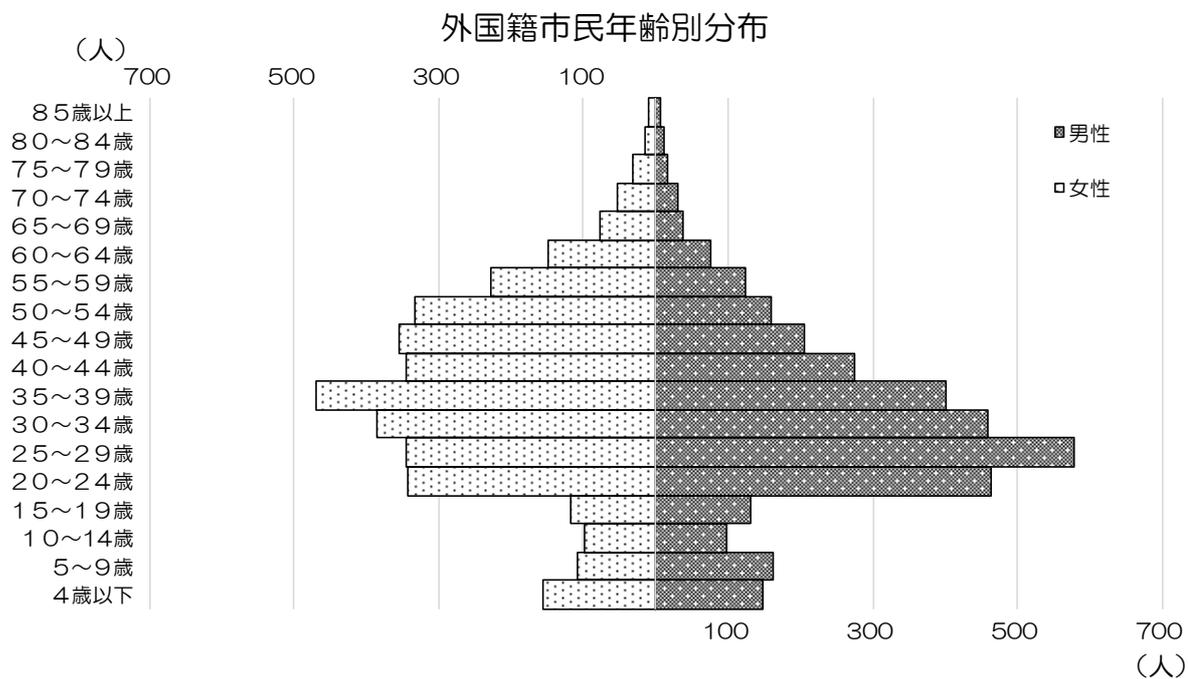
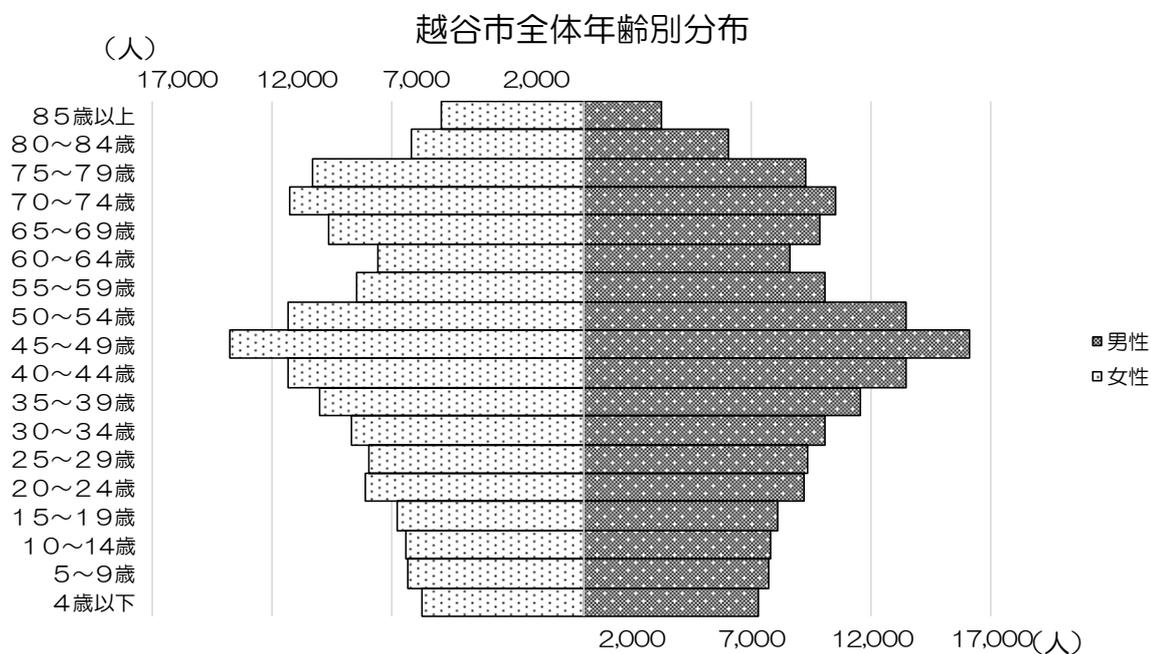
(人)

順位	国名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	中国	44	70	105	119	151
2	フィリピン	51	46	44	49	49
3	パキスタン	15	20	21	26	29
4	バングラデシュ	10	14	14	21	25
	その他	54	60	69	76	92
	総数	174	210	253	291	346

各年5月1日現在

資料：学務課

図表 1 2 越谷市全体及び外国籍市民年齢別分布



2019年12月1日現在

資料：市民課

5 外国人市民アンケート

(1) 外国人市民アンケートの趣旨

外国人市民の生活の現状などを把握するため、令和元年（2019年）6月から7月にかけて、市内在住の外国人市民を対象に、アンケート調査を実施し、364人からの回答がありました。

(2) 外国人市民アンケート結果の概要

①日本人との付き合いの中で感じたことや困ったこと

日本人との付き合いの中で感じたことや困ったことでは「特になし」が37.1%と最も多く、次いで「言葉の行き違い」26.4%、「ごみの出し方」16.5%の順となっています。平成29年度に実施した市政世論調査^{*7}において、「外国人市民との関係で困った経験」を問う設問でも、最も多かった回答は「特になし」（74.0%）でした。これらの結果から、言葉がわかる人を通じて説明することなどにより、困りごとの解決につながる場合も多いと考えられます。

②越谷市に望むこと

外国人市民が越谷市に望むこととしては「外国人市民と日本人市民の交流・イベントを行う」が41.5%で最も多く、次いで「外国人市民に対して、日本語の学習支援をする」が40.9%となっています。一方で、市政世論調査で最も多かった回答は「外国人市民に対して、日本の文化や生活情報を多様な言語で知らせる」の56.1%となっており、外国人市民が日本人市民と交流する機会や手段を求めているのに対し、市民全体では外国人市民への多言語での情報提供を優先することを求める結果となっています。

③日本語習得への意欲

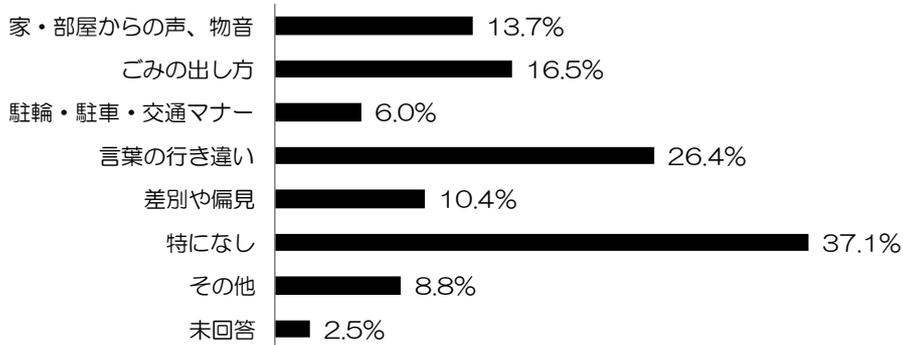
外国人市民の日本語習得への意欲については、「今まで日本語を学んだことがある」が78.8%となっており、そのおよそ半数が自主的に学習しているという結果となっています。一方で、生活の中で意思疎通が図れない場面や、理解が不十分で不便を感じるケースがみられるといった回答や、子どもたちの日本語教育や教育の

^{*7} 市政世論調査：市民生活の現状、行政への要望及び市政に対する評価の意識を的確に把握し、今後の行政運営に反映させるための基礎的資料とすることを目的として行われる調査

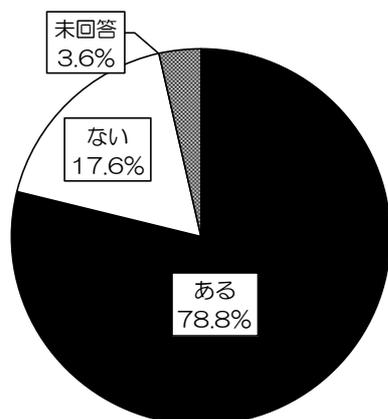
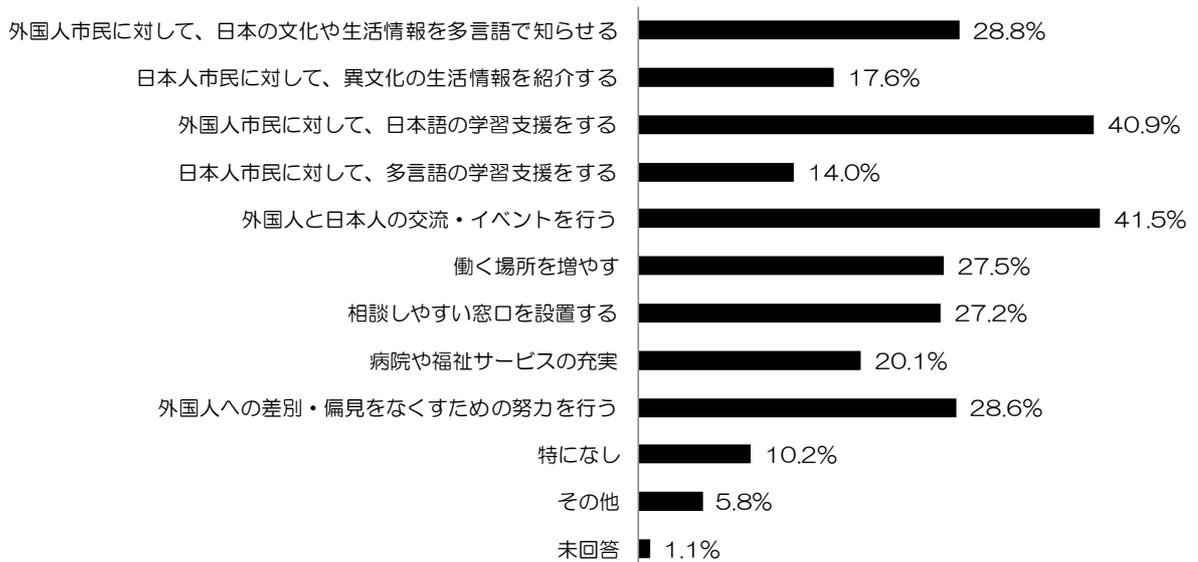
仕組みが十分理解できずに困っているなどの回答もみられ、世代を越えて言葉の壁が存在する結果となっています。

図表 1 3 外国人市民アンケート結果

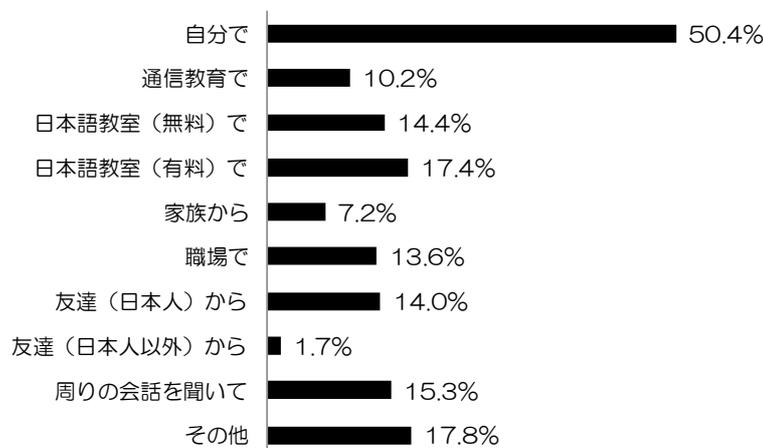
日本人との付き合いの中で感じたことや困ったこと（複数回答可）



越谷市にもっとしてもらいたいこと（複数回答可）



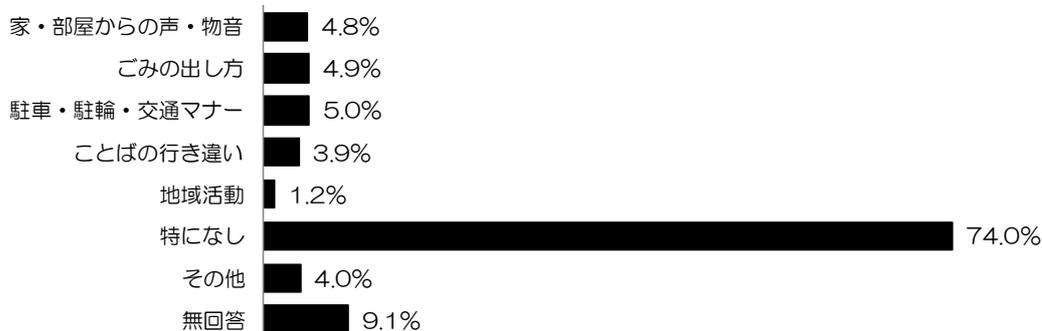
どうやって日本語を勉強しているか（複数回答可）



資料：市民活動支援課

図表 1 4 平成 29 年度市政世論調査アンケート結果

外国人市民との関係で困った経験（複数回答可）



「多文化共生のまち」づくりに市が力を入れること（複数回答可）



資料：広報広聴課

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

互いにちがいを尊重し、多様性を育む多文化共生のまちづくり

本市は、市制施行時5万人だった人口が現在約34万人にまで増加しています。そして、その多くは全国各地からの転入者です。日本人住民もそれぞれ多様な文化、習慣、価値観を持って暮らしているといえます。本市では新しい住民と古くからの住民がちがいを乗り越え、協力して地域でコミュニティを形成し、まちを作ってきました。本市には、多様性を尊重する歴史的な背景があるといえます。

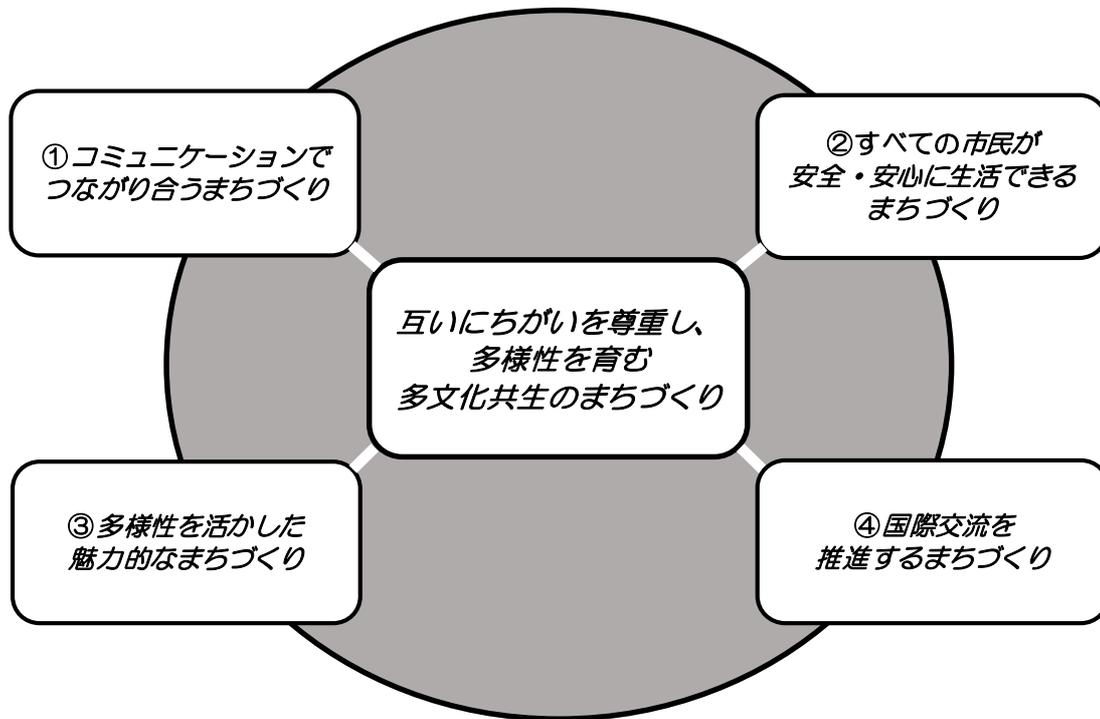
現在、本市に暮らす外国人市民の国籍や出身地域は83の国や地域に及びます。それぞれの国に文化があり、習慣があり、価値観があります。民族や文化という視点に立てば、その数はさらに増えます。これまでに本市が多様性を受け入れてきた経験を活かしながら、外国人市民とのちがいも受け入れ、新しいまちをつくることが望まれます。

住民同士の多様性を尊重するまちづくりでは、まずはお互いの文化を知ることが重要です。どちらかが正しく、どちらかがまちがいではない。ちがいを知り、それを守ることの大切さを尊重することで、偏見をなくし、お互いに歩み寄ることが大切です。しかし、日本人市民と外国人市民の間には「心の壁」が存在するといわれるように、互いの文化や価値観のちがいを否定的に捉える風潮があることは否めません。

本市が多様性を尊重し、豊かで活力溢れる地域となるためには、市民の間にちがいがあることを当たり前のこととして肯定的にとらえ、お互いにちがいを知ることが必要です。そして、日本人市民と外国人市民が様々な活動への参加を通じて交流を深め、その多様性を育むことでともに暮らす多文化共生を推進し、すべての市民が最大限に能力を発揮できる持続可能なまちづくりを目指すことを基本理念とします。

2 基本目標

基本理念を中心として、次の4つを基本目標として掲げます。



(1) 基本目標 1

コミュニケーションでつながり合うまちづくり

コミュニケーションが十分に取れていれば解決できる課題も、コミュニケーションが不十分なために行きちがいや誤解が生まれることもあります。

外国人市民が増加する中、生活に必要な情報を多言語で提供することや、「やさしい日本語^{※8}」の普及啓発を推進するなど、効果的な情報発信に努めます。また、多様性を尊重し、外国人市民が文化や習慣などのちがいによって孤立することなく生活していくために、日本人とのコミュニケーションに必要な日本語を学習する機会を提供するとともに、日本社会や文化などについて理解を深められる環境整備に努め、コミュニケーションを通して日本人住民と外国人住民がつながり合うまちづくりを目指します。

^{※8} やさしい日本語：表現や言葉遣いを簡単にし、外国人に分かりやすいよう配慮した日本語

(2) 基本目標 2

すべての市民が安全・安心に生活できるまちづくり

外国人市民の増加や定住化が進む中、ライフステージ^{※9}に応じて生活全般を教育、防災・防犯、医療・保健・福祉、居住、労働の各分野に分け、それぞれの支援の充実を図り、言語や文化などのちがいによる生活上の不便や不安を解消することで、すべての市民が安全・安心に生活できるまちづくりを目指します。

(3) 基本目標 3

多様性を活かした魅力的なまちづくり

外国人市民「を」支援する側として捉えた取組はもちろんのこと、外国人市民「が」支援する側として活躍できる環境整備や、文化的多様性を尊重するため、すべての市民への多文化共生の意識啓発に努めるとともに、外国人市民が地域社会の一員として様々な活動に主体的に参加し、日本人市民とともに活躍できるよう、多様性を活力とした魅力的なまちづくりを目指します。

(4) 基本目標 4

国際交流を推進するまちづくり

外国人市民や姉妹都市との交流を通じて、すべての市民の国際感覚を醸成し、国際理解を深めていきます。言語や文化の壁を越えた市民や企業のグローバルな交流を推進し、外国人市民がもたらす多様性を活用した国際交流を推進するまちづくりを目指します。

3 基本指標

	基本指標	現状値	目標値
1	通訳翻訳ボランティアの登録者数	86人(平成30年度末時点)	180人(令和7年度末時点)
2	多文化共生事業の参加者	111人(平成30年度)	200人(令和7年度)
3	多文化共生事業の満足度	未調査	80%以上

^{※9} ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

4 事業の体系

＜越谷市多文化共生推進プラン施策体系＞

基本理念	基本目標	基本施策
互いにちがいを尊重し、多様性を育む多文化共生のまちづくり	1 コミュニケーションでつながり合うまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の多言語化と相談体制の充実 (2) 日本語・日本社会に関する支援
	2 すべての市民が安全・安心に生活できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育 (2) 防災・防犯 (3) 医療・保健・福祉 (4) 居住 (5) 労働
	3 多様性を活かした魅力的なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外国人市民の社会参画 (2) 多文化共生社会に対する意識啓発 (3) 多様性を活力とする人材育成 (4) キーパーソン・ネットワークの構築
	4 国際交流を推進するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における国際交流 (2) 外国との国際交流

第4章 施策の推進

1 コミュニケーションでつながり合うまちづくり

(1) 情報の多言語化と相談体制の充実

本市ではこれまでに、外国人市民向けの配布資料の多言語化や母語併記などを進めてきたほか、「やさしい日本語」を用いた情報発信にも努めています。今後はさらなる外国人市民の増加や定住化の進展を見据え、幅広い分野での多言語・多文化な対応が求められることから、すべての外国人市民に効果的に最新情報を提供することを目指して、多言語によるホームページの更新や SNS^{*10}の活用、住民向けのガイドブックの充実などに努めます。また、職員の窓口などでの対応力を向上するため、「やさしい日本語」の普及や翻訳タブレットの導入、外国人市民向けに情報提供や相談窓口を備えた総合的な活動拠点の実現に向けて検討を進めます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	庁内通訳・翻訳制度の活用	外国人市民向けに「やさしい日本語」を含めた多言語による通訳及び翻訳を行います。	市民活動支援課
2	市作成の配布物などの多言語化	市が作成した配布資料などの多言語化を図ります。	市民活動支援課 関係各課
3	市公式ホームページの多言語化	市ホームページの多言語翻訳を行います。	広報広聴課
4	施設案内掲示の多言語化	公共施設などの案内板の多言語化を図ります。	庁舎管理課 関係各課
5	庁内案内看板の多言語化	庁内の案内看板を多言語で併記します。	庁舎管理課
6	多言語電子総合案内板の設置	多言語に切り替え可能な電子案内版を設置します。	庁舎管理課
7	多言語版広報誌「コシガヤメッセンジャー」の作成	外国人向けの多言語版広報誌（コシガヤメッセンジャー）を作成し、配布します。	市民活動支援課
8	多言語版「市民ガイドブック」の作成	多言語版の「市民ガイドブック」を作成し、配布します。	市民活動支援課 広報広聴課
9	多言語版「こしがや案内図」の作成	多言語版の「こしがや案内図」を作成し、配布します。	市民活動支援課 広報広聴課
10	多言語情報提供コーナー「外国人iコーナー」の設置	多言語で作成した資料を集約し、情報発信の一元化を図ります。	市民活動支援課
11	やさしい日本語の普及	資料作成及びコミュニケーション時に「やさしい日本語」を使用し、普及を図ります。	関係各課

*10 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上の交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービスで、LINE、Twitter、Facebook などがある。

(2) 日本語・日本社会に関する支援

新たに来日する外国人市民の増加に伴い、日本語の理解が不十分な方が増加しているほか、日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。また、日本語を一定程度理解する外国人市民も、生活の様々な場面で言葉の壁を実感することが予想されます。本市では現在、市民活動団体による日本語教室が6か所あり、日本語指導を必要とする児童生徒に対しても、小・中学校で日本語指導員による取り出し授業などを行っています。今後は、市内で共通して使用できる教材を作成し、既存の日本語教室及び日本語学習の充実を図ることで、多くの外国人市民の学習意欲の助長に努めます。また、日本語を教えるボランティアや日本語指導員を対象に、スキルアップを目的とした養成講座を開催し、本市と各種団体がより一層連携して学習機会を提供できるよう環境整備に努めます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	市内日本語教室との連携	関係団体（日本語教室）との連携を図ります。	市民活動支援課 関係団体
2	日本語ボランティア入門講座の実施	日本語ボランティアなどを対象に、日本語教室や地域課題などに関する講座を実施します。	市民活動支援課
3	外国人市民のための生活オリエンテーションの実施	本市の生活ルールや施設などを紹介し、魅力や住みよい環境を提供します。	市民活動支援課
4	小・中学校への日本語指導員の派遣	学校生活への円滑な適応を図るため、日本語指導員を派遣します。	学務課 指導課
5	日本文化体験講座などの実施	日本文化などの体験講座を開催し、それぞれの国の文化についての相互理解、交流を図ります。	関係各課
6	日本語教育及び指導にかかる指導資料整備	日本語指導や教育（学習）にかかる指導資料を整備します。	市民活動支援課 指導課 関係団体

2 すべての市民が安全・安心に生活できるまちづくり

(1) 教育

国際人権規約や子どもの権利条約に定められているとおり、外国人市民の子どもたちも生まれながらにして教育を受ける権利を有します。教育制度や就学に対する考え方は国や地域によって様々ですが、どこで生活していても子どもたちにとって教育は不可欠なものです。

本市においても今後、日本語を母語としない児童生徒が増加することが見込まれており、外国人市民の子どもが学校や学級に在籍することは珍しいことではなくなります。本市に暮らすすべての子どもたちが適切な教育を受ける機会を整備するためには、外国人市民の子どもたちへの指導の充実とともに、学校全体を視野に入れた多文化共生の取組が必要です。

日本語指導が必要な児童生徒への対応について、学級担任などの日常的な指導に加え、これまでは日本語指導員による週に1コマ程度の指導を行ってきましたが、これは、日本語指導が必要な児童生徒にとって十分と言えない状況であり、指導内容や教材などについても見直す必要が指摘されています。今後は児童生徒それぞれのレベルに応じた日本語教育を提供し、「学習言語^{※11}」としての日本語を身につけることで学力を蓄え、将来に希望を持って自らの進路を選ぶことのできる力をつけられるようにしていくことが重要です。

児童生徒だけでなく、現場の教職員への支援も必要です。毎年実施している外国人児童生徒等教育研修に参加した教員のアンケートでは、保護者との意思疎通に難しさを感じている教員が多く見受けられました。外国人市民アンケートにおいても、「子どもの教育について困っていること、心配なこと」は、「日本の教育の仕組みがわからない」が23.4%、「学校や先生と連絡が上手くできない」が16.8%となっており、学校と保護者、教職員と保護者のコミュニケーションが難しい状況が読み取れます。教員の不安を取り除き、学校と行政が連携を図り、多文化共生社会の実現に向けた取組をより一層推進することが必要です。

今後も、市内の小・中学校の教職員を対象に、日本語指導を必要とする児童生徒の在籍学級での授業やクラスづくりなどの内容を含めた外国人児童生徒等教育研修を開催していくほか、児童生徒の国際理解を目的とした、外国人ボランティアによる学校での外国文化の紹介授業を継続することで、学校全体で多文化共生を推進します。

※11 学習言語：表情や身振りなどを加えて意思疎通のために使用する生活言語ではなく、学習活動においてのみ使われる言語

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	外国人児童生徒等教育研修の実施	教職員などを対象にした外国人児童生徒の受け入れにかかる研修を実施します。	市民活動支援課 指導課
2	小・中学校への日本語指導員の派遣【再掲】	学校生活への円滑な適応を図るため、日本語指導員を派遣します。	学務課 指導課
3	就学などにかかる資料の多言語化	就学願書など、就学などにかかる資料の多言語化を図ります。	学務課
4	外国人学校児童生徒の通学費補助	外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、通学費の補助金を交付します。	学務課
5	外国人市民による多文化共生推進講座の実施	児童生徒の国際理解を深めるために、教育現場などにおいて、外国人ボランティアによる外国文化等の紹介を行います。	市民活動支援課
6	日本語教育及び指導にかかる指導資料整備【再掲】	日本語指導や教育（学習）にかかる指導資料を整備します。	市民活動支援課 指導課 関係団体

(2) 防災・防犯

外国人市民は災害が発生した際、日本語が十分にできないことによる情報不足、文化のちがいや災害経験の少なさなどによる不安や誤解など、外国人特有の困難に直面することが予想されます。そこで本市では、ハザードマップ^{*12}などの災害時に使用することが予定されるものについて、順次多言語化を進めていきます。また、外国人市民の防災への意識を高める視点から、地域で行われる防災訓練への参加を呼びかけるなど、すべての市民が安心できる地域づくりに向けた取組を充実させていきます。

さらに、本市では長年、多くの地域で市民による防犯パトロールが行われており、地域の安全は地域で守るという意識が強くなっています。今後は、外国人市民もこれらの活動に参加するよう啓発していく必要があります。蒲生地区ではすでにモスクに通う外国人市民が中心となり、警察とも連携しながら防犯パトロールを実施しています。今後、こうした活動を全市的に拡げてくためには、日本人市民の側も外国人市民の参加を歓迎し、受け入れていく必要があります。外国人市民が地域の防犯活動に参画できるよう、市では関係機関と連携を図りながらさらなる啓発に努めます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	外国人市民のための防災訓練の実施	外国人市民を対象にした防災訓練を実施します。	予防課（消防本部） 市民活動支援課 危機管理課
2	避難所運営マニュアルへの多言語表示シートなどの綴込	市内の避難所に設置する「災害発生時における避難所運営マニュアル」に多言語で作成した情報シートなどを綴じ込みます。	危機管理課
3	災害時多言語支援センターの設置	大規模災害時における情報収集、情報発信を行う災害時多言語支援センターを設置するための準備を進めます。	市民活動支援課 関係団体
4	防災マップ・地震ハザードマップの多言語化	防災マップ、地震ハザードマップの多言語化を図ります。	危機管理課
5	洪水ハザードマップの多言語化	洪水ハザードマップの多言語化を図ります。	治水課
6	避難場所・避難所、避難経路などの案内板の設置	外国人にもわかりやすい避難場所や避難経路などの案内板を設置します。	危機管理課
7	外国人市民への総合防災訓練参加への呼びかけ	外国人市民に対し、市が主催する総合防災訓練への参加を促します。	危機管理課 市民活動支援課
8	防犯・交通安全に関する意識啓発	防犯や交通安全に関する啓発チラシの多言語化を図ります。	くらし安心課

^{*12} ハザードマップ：災害発生時の避難場所や想定される状況を記載し、災害への備えなどの情報をまとめた冊子やマップ

(3) 医療・保健・福祉

外国人市民も健康を害し、医療機関を受診することがあります。日常生活に支障がない日本語力を有する外国人市民であっても、自分の体調を医師に細かく説明したり、医師の医学的な説明を理解することは難しい場合もあります。外国語対応が可能な医療機関は市内にもありますが、十分に確保されているとは言えないのが現状です。また、自国外で病気にかかる事の不安に対するケアや十分なインフォームドコンセント※¹³は医療において非常に重要と言えます。健康保険制度や日本の医療機関に関する情報を多言語で提供し、外国人市民も安心して医療サービスが受けられるよう取組を進めます。

本市では「こしがや保健ガイド（旧：保健カレンダー）」など、保健関連資料の多言語化を進めてきましたが、妊娠出産や予防接種など、母子保健分野における重要な情報についてはこれまでも増して積極的に多言語化を図ります。

日本人市民と比較して若い世代が多い外国人市民ですが、定住化の進展で高齢者の数も増えていきます。介護保険など、日本に固有の福祉制度についても情報を整理し、外国人市民にわかりやすく説明することにより、適切な制度の理解や利用促進を行い、福祉と健康の増進を図ります。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	外国語対応可能な医療機関に関する情報提供	医療機関に関する情報を多言語で発信します。	広報広聴課 市民活動支援課
2	国民健康保険制度（手引き）の多言語化	国民健康保険制度の概要を多言語で作成します。	国民健康保険課
3	病院資料の多言語化	市立病院の概要や各種医療制度の概要を多言語で作成します。	医事課（市立病院）
4	保健関連資料の多言語化	こしがや保健ガイドや特定健診・肺がん検診問診票を多言語で作成します。	市民健康課
5	子育て支援事業一覧の多言語化	子育て支援事業の概要を多言語で作成します。	子育て支援課
6	電子端末を利用した医療通訳の実施	保健所業務における医療通訳を行います。	保健総務課

※¹³ インフォームドコンセント：特に医療分野で多く使われる、発生する結果や影響についての情報を十分に理解したうえで出す、特定の事を行う際の同意や了承

(4) 居住

国や地域によって、住宅の契約方法や暮らし方は様々です。日本人同士では「常識の範囲」で通用することが、外国人市民にはまったく通じないこともあります。本市でもお互いがお互いの文化・習慣などを知らないことにより、住民同士のトラブルが起きています。住民同士のトラブルを未然に防ぎ、互いに快適な生活を送るために、本市に新たに転入してきた外国人市民を対象に「生活オリエンテーション」を実施しています。

また、外国人であることを理由に入居を断られることがあること、礼金や更新料などの仕組みが理解できないこと、保証人を確保することが難しいことなど、外国人市民が住宅を確保するうえで様々な課題があることが指摘されています。家主や不動産会社への啓発や、生活オリエンテーションを通じた正確な情報提供により、相互の理解を深め、外国人市民の居住の課題を解消していきます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	住居についての情報提供	市営住宅、県営住宅並びに住宅セーフティネットに基づく住居についての情報提供を行います。	建築住宅課
2	外国人市民のための生活オリエンテーションの実施【再掲】	本市の生活ルールや施設などを紹介し、魅力や住みよい環境を提供します。	市民活動支援課
3	地域活動への参加促進	外国人市民の自治会活動などへの参加を促進します。	市民活動支援課
4	ゴミ収集に関する資料の多言語化	ゴミ収集カレンダー及びごみの分け方・出し方に関する資料を多言語化します。	リサイクルプラザ
5	119番通報時などにおける多言語対応	外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時などにおいて、電話通訳センターを介して、多言語で対応します。	指令課（消防本部）
6	電子端末を利用した救急業務通訳の実施	救急現場などにおける通訳を行います。	救急課（消防本部）

(5) 労働

国内の労働人口の減少により、今後も外国人労働者が増えることが予測される中、外国人労働者が安心して働くことができる環境の整備は、地域に必要な事業所の維持・存続にますます重要となっています。また、外国人の就労について適切な条件の雇用を確保するとともに、外国人材を積極的に活用するためには、外国人労働者を雇用する側への支援も必要です。

関係機関との連携を強化しながら、外国人労働者及び雇用者双方への適切な支援に努めます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	外国人労働者のためのサポート	就労を希望する外国人市民に対して日本語教育を行うほか、就労のための支援をします。	関係機関
2	経営に関する相談・情報提供	事業者に対して経営相談や補助制度の案内などを行います。	産業支援課

3 多様性を活かした魅力的なまちづくり

(1) 外国人市民の社会参画

加入率の低下が進む自治会などの地域団体は、高齢化や担い手不足などに課題があります。若年層の多い外国人市民がこれらの団体に参加できるようになることは、自治会組織の活性化につながると考えられます。しかしながら、加入の勧誘から参加までには、「言葉の壁」や「心の壁」など、様々な困難があると考えられます。

外国人市民に丁寧に自治会などの役割を説明し、地域活動への参加を促すとともに、自治会役員などを対象にした意識啓発の機会を設けるなど、日本人市民の側の参加を歓迎する機運の醸成も必要です。また、多様な文化を背景に持つ外国人市民が地域で活躍する機会として、多文化共生推進員及び通訳翻訳ボランティアの募集や、越谷国際フェスティバルへの参加を呼び掛けていきます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	外国人市民による多文化共生推進講座の実施【再掲】	児童生徒の国際理解を深めるために、教育現場などにおいて、外国人ボランティアによる外国文化などの紹介を行います。	市民活動支援課
2	外国人ボランティアによる庁内通訳・翻訳	ボランティア登録している外国人市民に庁内などにおける通訳や行政文書の翻訳を依頼します。	市民活動支援課
3	地域活動への参加促進【再掲】	外国人市民の自治会活動などへの参加を促進します。	市民活動支援課
4	多文化共生推進員及び通訳翻訳ボランティアの充実	多文化共生推進員及び通訳翻訳ボランティアを募集します。	市民活動支援課
5	越谷国際フェスティバルへの支援	地域に暮らす外国人と交流を図り、多文化理解を促すために開催されるイベントを支援します。	越谷市国際交流協会 関係各課

(2) 多文化共生社会に対する意識啓発

本市では、外国にルーツを持ちボランティア登録している「多文化共生推進員」が多文化授業を実施し、子ども達が早期に多文化に触れる機会を提供しています。こうした取組は子ども達の多様性を認め、尊重する精神を育み、多文化共生社会に対する意識啓発に効果的であると考えられます。「多文化共生推進員」の活動を拡充させ、様々な国の文化について相互理解を図り、ともに地域に暮らす外国人市民との交流を促進していきます。

さらに、「越谷市にもっとしてもらいたいこと」として、外国人市民アンケートにおいて 28.6%が「外国人への差別・偏見をなくすための努力をおこなう」と回答しています。そこで、外国人市民を含むすべての市民の人権が保障されるように、人権分野の計画とも整合性を図りながら、多文化共生社会の推進のための施策を充実させていきます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	外国人市民による多文化共生推進講座の実施【再掲】	児童生徒の国際理解を深めるために、教育現場などにおいて、外国人ボランティアによる外国文化などの紹介を行います。	市民活動支援課
2	外国人への差別解消の推進	外国人に対する偏見や差別がなくなるように、人権意識を高めるための人権教育・啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課 生涯学習課
3	外国人のための人権相談窓口の周知	法務局・地方法務局が実施している外国人のための人権相談窓口の周知を図ります。	人権・男女共同参画推進課
4	ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発	特定の民族や国籍の人々への排除を扇動する差別的言動の解消に向けて人権教育・啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課 生涯学習課
5	日本文化体験講座などの実施【再掲】	日本文化などの体験講座を開催し、それぞれの国の文化についての相互理解、交流を図ります。	関係各課
6	越谷国際フェスティバルへの支援【再掲】	地域に暮らす外国人と交流を図り、多文化理解を促すために開催されるイベントを支援します。	越谷市国際交流協会 関係各課

(3) 多様性を活力とする人材育成

多様性を活力とし、本市の多文化共生の推進を担う人材の育成が必要となっています。外国人市民の存在に加え、外国人市民を支えるボランティア、さらには、オーストラリア・キャンベルタウン市（以下「キャンベルタウン市」といいます。）との姉妹都市交流などを通じて国際経験を積んだ人々は、それぞれが本市にとって欠かせない貴重な人材です。市民が参加する多文化共生事業や国際交流事業の一層の充実を図り、若者のみならず、通訳翻訳ボランティアをはじめとした多文化共生の推進力となる人材の育成に努めます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	外国人市民による多文化共生推進講座の実施【再掲】	児童生徒の国際理解を深めるために、教育現場などにおいて、外国人ボランティアによる外国文化などの紹介を行います。	市民活動支援課
2	越谷市中学生使節団派遣事業	姉妹都市（キャンベルタウン市）への中学生使節団派遣事業を実施します。	越谷市国際交流協会 市民活動支援課 指導課
3	キャンベルタウン市青少年使節団受入事業	姉妹都市（キャンベルタウン市）からの青少年使節団受入事業を実施します。	越谷市国際交流協会 市民活動支援課 指導課
4	通訳翻訳ボランティア学習会の開催	通訳翻訳ボランティアを対象に、行政通訳及び翻訳のための技能習得などを行います。	市民活動支援課
5	日本語ボランティア入門講座の実施	日本語ボランティアなどを対象に、日本語教室や地域課題などに関する講座を実施します。	市民活動支援課

(4) キーパーソン・ネットワークの構築

多文化共生社会の実現のために、市の行政情報の伝達や外国人市民の生活に関する相談対応、外国人市民の意見・要望を市に伝達するなど、外国人市民と市などとの橋渡しができる意欲ある人材を発掘し、活用していくためのネットワーク構築に努めます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	キーパーソン・ネットワークの構築	外国人市民と市などとの橋渡しができるキーパーソンの登録及び活用を図ります。	市民活動支援課

4 国際交流を推進するまちづくり

(1) 地域における国際交流

日本人市民と外国人市民が気軽に多文化に触れ、交流できる「越谷国際フェスティバル」など、国際交流のための機会を今後も継続して開催し、市民の国際理解を深めるだけでなく、文化や習慣のちがいを認め合い、多様性の尊重される地域づくりにつなげていきます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	越谷国際フェスティバルへの支援【再掲】	地域に暮らす外国人と交流を図り、多文化理解を促すために開催されるイベントを支援します。	越谷市国際交流協会 関係各課

(2) 外国との国際交流

諸外国との交流として、本市ではキャンベルタウン市との姉妹都市交流を主に進めており、今後も未来を担う若者の国際的視野の拡大や多様な文化へ対応する能力を育成するため、同市への中学生使節団派遣を継続して実施していきます。また、同市からの青少年使節団受入の際も、ホームステイや学校訪問など、市民との交流機会の充実を図り、両市の相互発展を目指すとともに、姉妹都市事業の拡大にも努めます。

番号	取組名	取組内容など	実施主体など
1	越谷市中学生使節団派遣事業【再掲】	姉妹都市（キャンベルタウン市）への中学生使節団派遣事業を実施します。	越谷市国際交流協会 市民活動支援課 指導課
2	キャンベルタウン市青少年使節団受入事業【再掲】	姉妹都市（キャンベルタウン市）からの青少年使節団受入事業を実施します。	越谷市国際交流協会 市民活動支援課 指導課

第5章 多文化共生の推進体制

1 関係機関との連携・協力

本市における多文化共生の地域づくりのための事業推進や課題解決のためには、市民や市内の企業、関係団体による主体的な取組が重要です。本市ではそうした関係機関と情報共有及び連携強化を図ります。

とりわけ、本プランに基づく事業推進にあたって本市では、越谷市国際交流協会をはじめ、地域の多文化共生に積極的に取り組むボランティアや専門学校、大学、各種企業などの様々な機関と連携・協力して取組めます。

2 市の推進体制

多文化共生の地域づくりに向けた事業を効果的に推進するため、市の関係課が連携して外国人市民の実態把握及び課題抽出に努めるとともに、市全体で総合的・横断的な多文化共生施策を実施していきます。

3 越谷市国際交流協会及び市民活動団体の役割

越谷市国際交流協会は、当初、キャンベルタウン市との姉妹都市交流を中心に外国人市民と日本人市民の交流イベントを実施するなど、主に交流事業を行ってきました。本市の外国人市民の増加に伴い、地域日本語教室との連絡調整や越谷国際フェスティバルの実施など多文化共生分野での活動も増えてきています。本市にとって多文化共生施策を進めていくうえで、越谷市国際交流協会の存在は不可欠です。

多文化共生の分野における課題は、ときに柔軟な対応や迅速な判断が必要となることがあります。その場合、行政よりも越谷市国際交流協会をはじめ市民活動団体のきめ細やかで素早い対応のほうが問題解決に効果的なこともあります。そこで、越谷市国際交流協会には、本市と各市民活動団体の間で、各市民活動団体の活動を支援する「中間支援組織^{※14}」としての役割を担うことが期待されます。本市としても、越谷市国際交流協会と連携を密にし、より効果的な事業の実施に結び付けていきます。

本市には、地域日本語教室や放課後の外国人児童生徒の学習支援を行う団体など多文化共生の分野で活動する市民活動団体があります。本市ではこれまで、地域日本語教室への支援など、市民活動団体による活動に対し支援を行ってきました。今後も越谷市国際交流協会と連携を図りながら、引き続きこれらの団体への支援を継続していくとともに、各種団体と協力して本プランに掲げる取組を進めていきます。

^{※14} 中間支援組織：地域社会の変化やニーズを把握し、一方の組織や人々ともう一方との間において、情報交換やコーディネートを行う組織

4 多文化共生と地域コミュニティ

地域における自治会やコミュニティ団体^{※15}は、加入率の低下や高齢化に伴う担い手不足など、多種多様な課題を抱えています。そこで、若く、働き盛りの外国人市民がこれらの活動に参加してもらえれば必ずや貴重な戦力となると考えられます。自治会などの地域コミュニティ団体は、他国にはあまりみられない日本独自のものであり、外国人市民の多くはこれらの団体の存在や役割について知らないことが多いと考えられます。地震など災害の多い日本においては、平時から近所付き合いがとても大切であり、自治会などのコミュニティ活動が重要な役割を担っていることを、外国人市民に向けて周知啓発していく必要があります。

外国人市民を受け入れる自治会側も、意識を変える必要があります。外国人市民が自治会活動に参加を希望した場合には積極的に受け入れ、互いに協力していく意識を持つことが重要です。そのため、本市としても積極的に自治会に対して外国人市民の存在を周知し、また参加を促すような施策を進めていきます。

※15 コミュニティ団体：自治会を除く、地域活動を行う団体

資料編

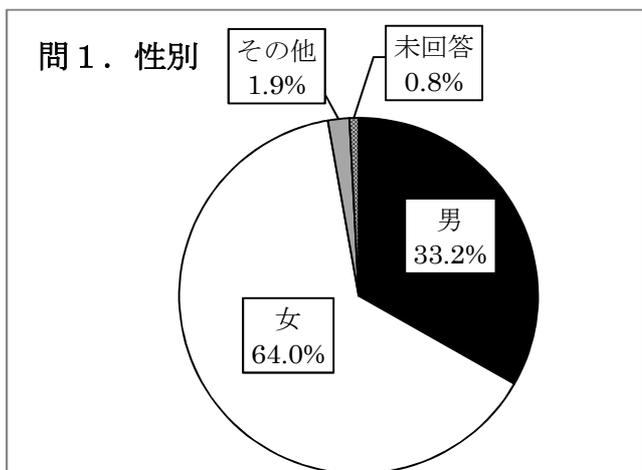
外国人市民アンケート調査結果

(1) 外国人市民アンケート調査の概要

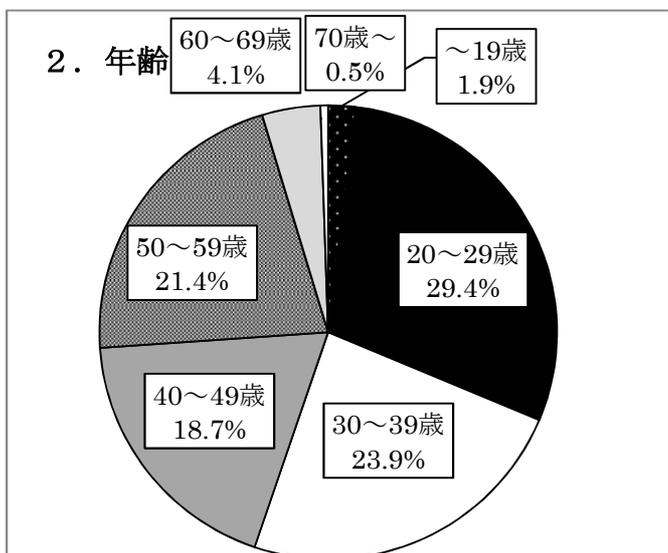
- ◆ 調査目的：外国人市民の意識調査を実施し、本市の施策に反映させる
- ◆ 調査項目：言語、生活、仕事、教育、人間関係などに関する設問全26
- ◆ 調査対象：住民基本台帳に登録されている16歳以上の外国人市民（令和元年6月1日現在）
- ◆ 調査期間：令和元年6月12日～7月26日
- ◆ 調査方法：郵送配布及び個別ヒアリング
- ◆ 回答者数：364人（郵送：190人、直接：174人）
- ◆ 使用言語：3言語（やさしい日本語、英語、中国語）

(2) 外国人市民アンケート調査の結果（円グラフ：1つのみ選択、棒グラフ：複数回答）

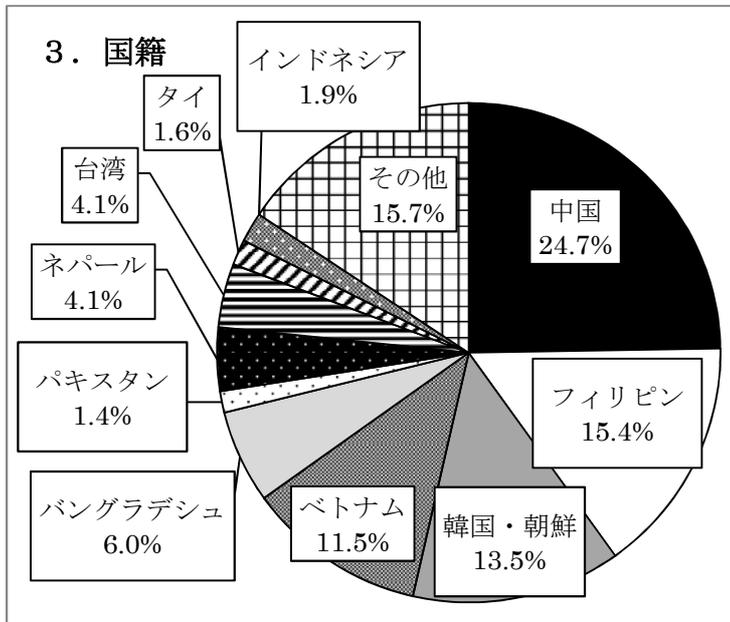
- ① あなたご自身について・・・問1～7
- ② 越谷市について・・・問8～11
- ③ ことばについて・・・問12～16
- ④ 多文化共生のまちづくりについて・・・問17～26



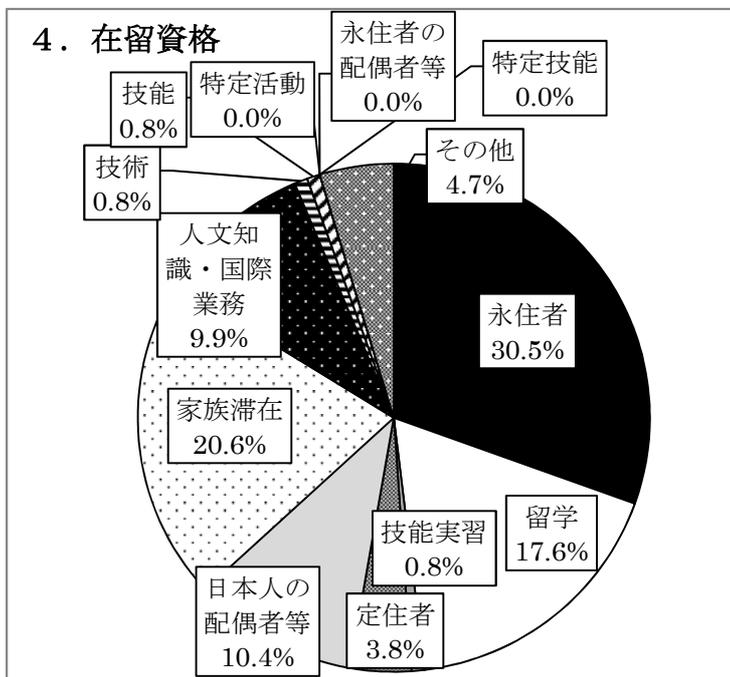
	回答者数	割合
①男	121	33.2%
②女	233	64.0%
③その他	7	1.9%
未回答	3	0.8%



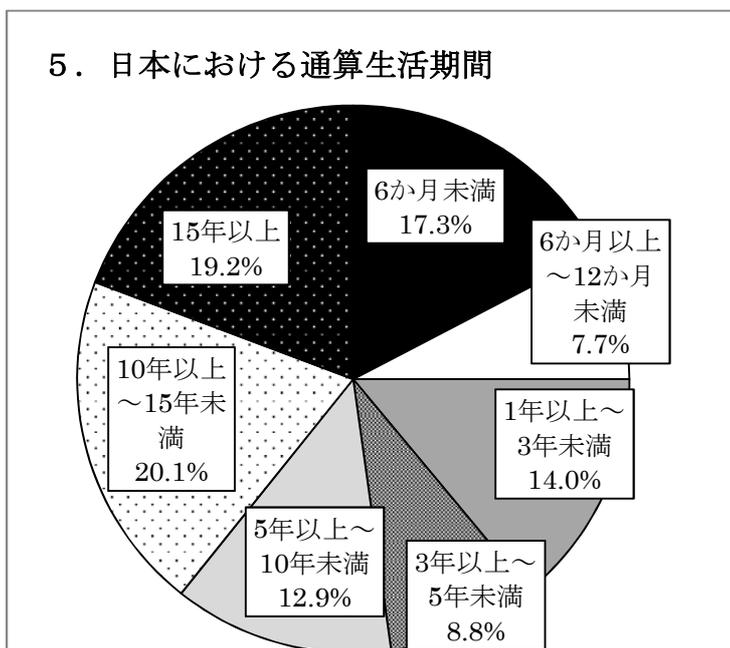
	回答者数	割合
①～19歳	7	1.9%
②20～29歳	107	29.4%
③30～39歳	87	23.9%
④40～49歳	68	18.7%
⑤50～59歳	78	21.4%
⑥60～69歳	15	4.1%
⑦70歳～	2	0.5%



	回答者数	割合
①中国	90	24.7%
②フィリピン	56	15.4%
③韓国・朝鮮	49	13.5%
④ベトナム	42	11.5%
⑤バングラデシュ	22	6.0%
⑥パキスタン	5	1.4%
⑦ネパール	15	4.1%
⑧台湾	15	4.1%
⑨タイ	6	1.6%
⑩インドネシア	7	1.9%
⑪その他	57	15.7%

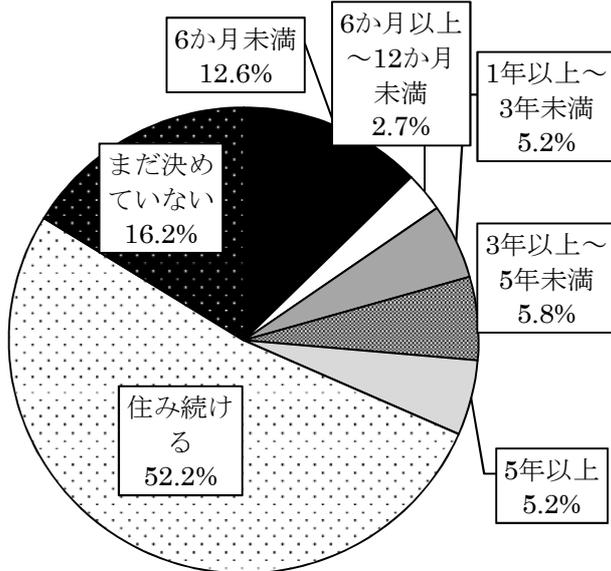


	回答者数	割合
①永住者	111	30.5%
②留学	64	17.6%
③技能実習	3	0.8%
④定住者	14	3.8%
⑤日本人の配偶者等	38	10.4%
⑥家族滞在	75	20.6%
⑦人文知識・国際業務	36	9.9%
⑧技術	3	0.8%
⑨技能	3	0.8%
⑩特定活動	0	0.0%
⑪永住者の配偶者等	0	0.0%
⑫特定技能	0	0.0%
⑬その他	17	4.7%



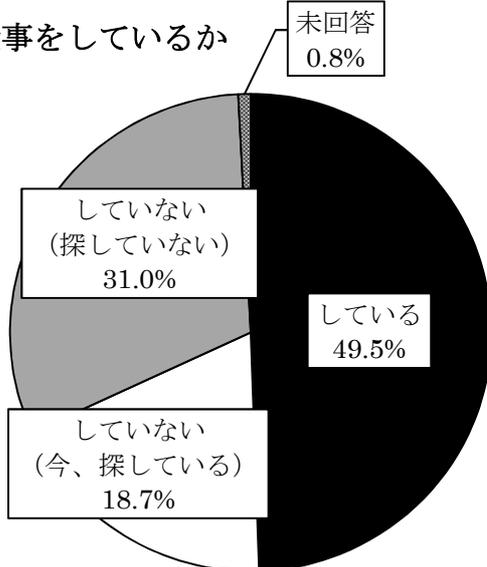
	回答者数	割合
①6か月未満	63	17.3%
②6か月以上～12か月未満	28	7.7%
③1年以上～3年未満	51	14.0%
④3年以上～5年未満	32	8.8%
⑤5年以上～10年未満	47	12.9%
⑥10年以上～15年未満	73	20.1%
⑦15年以上	70	19.2%

6. これからどのくらい日本で生活する予定か



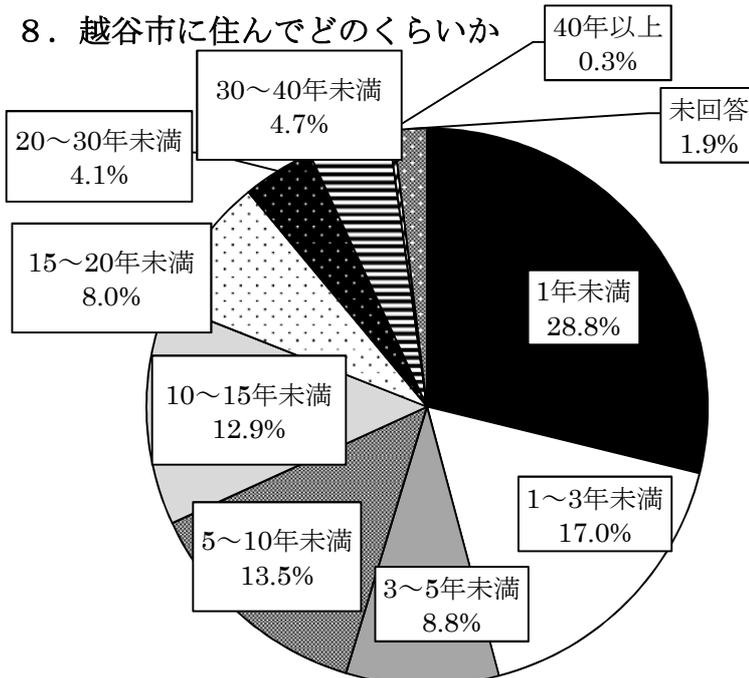
	回答者数	割合
①6か月未満	46	12.6%
②6か月以上～12か月未満	10	2.7%
③1年以上～3年未満	19	5.2%
④3年以上～5年未満	21	5.8%
⑤5年以上	19	5.2%
⑥住み続ける	190	52.2%
⑦まだ決めていない	59	16.2%

7. 仕事をしているか



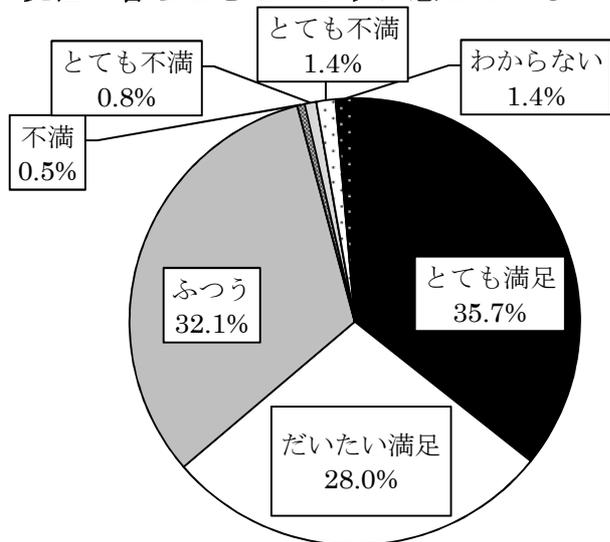
	回答者数	割合
①している	180	49.5%
②していない(今、探している)	68	18.7%
③していない(探していない)	113	31.0%
未回答	3	0.8%

8. 越谷市に住んでどのくらいか



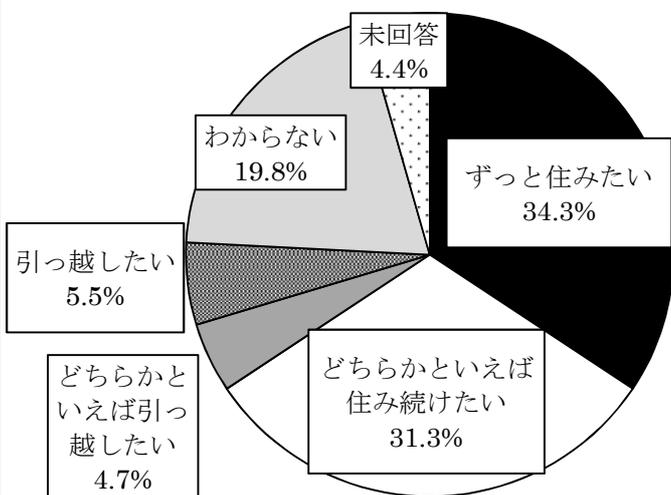
	回答者数	割合
①1年未満	105	28.8%
②1～3年未満	62	17.0%
③3～5年未満	32	8.8%
④5～10年未満	49	13.5%
⑤10～15年未満	47	12.9%
⑥15～20年未満	29	8.0%
⑦20～30年未満	15	4.1%
⑧30～40年未満	17	4.7%
⑨40年以上	1	0.3%
未回答	7	1.9%

9. 現在の暮らしをどのように感じているか



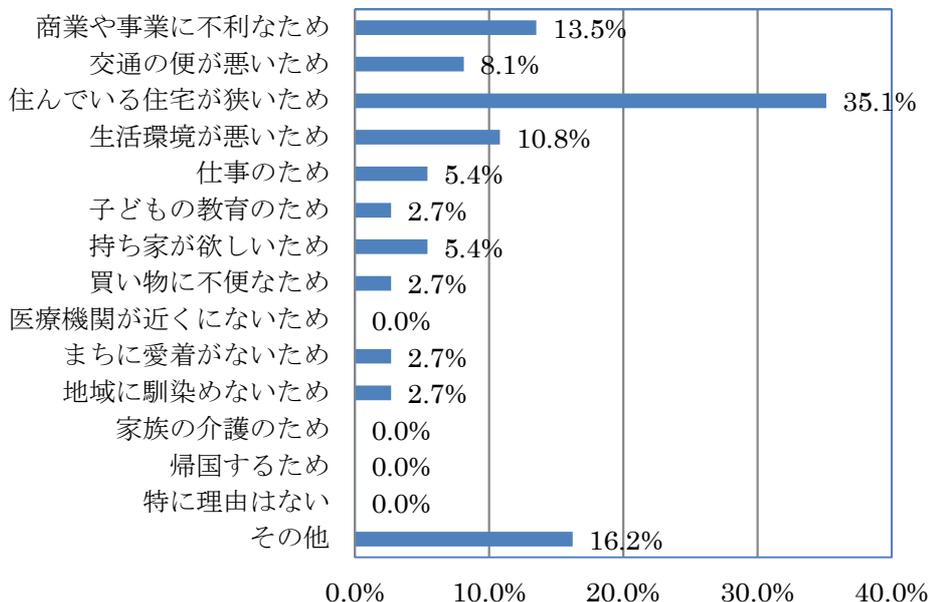
	回答者数	割合
①とても満足	130	35.7%
②だいたい満足	102	28.0%
③ふつう	117	32.1%
④不満	2	0.5%
⑤とても不満	3	0.8%
⑥わからない	5	1.4%
未回答	5	1.4%

10. 今後も越谷市に住み続けたいか



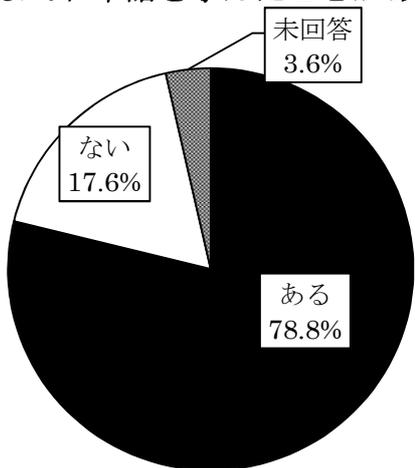
	回答者数	割合
①ずっと住みたい	125	34.3%
②どちらかといえば、住みたい	114	31.3%
③どちらかといえば、引っ越したい	17	4.7%
④引っ越したい	20	5.5%
⑤わからない	72	19.8%
未回答	16	4.4%

11. (10で引っ越したいと答えた方) 引っ越したい理由



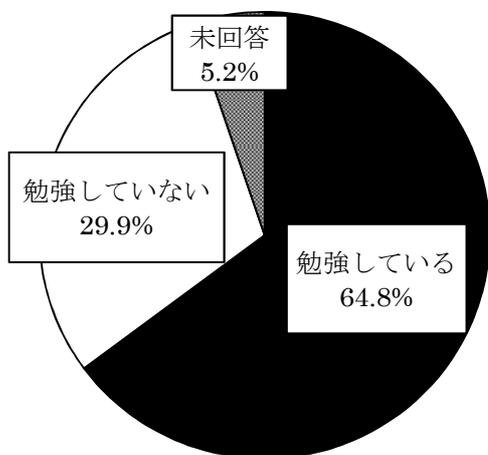
	回答者数	割合
①商業や事業に不利なため	5	13.5%
②交通の便が悪い	3	8.1%
③住んでいる住宅が狭いため	13	35.1%
④生活環境が悪い	4	10.8%
⑤仕事のため	2	5.4%
⑥子どもの教育のため	1	2.7%
⑦持ち家が欲しい	2	5.4%
⑧買い物に不便	1	2.7%
⑨医療機関が近くにない	0	0.0%
⑩まちに愛着がない	1	2.7%
⑪地域に馴染めない	1	2.7%
⑫家族の介護のため	0	0.0%
⑬帰国するため	0	0.0%
⑭特に理由はない	0	0.0%
⑮その他	6	16.2%

1 2. これまで日本語を学んだことがあるか



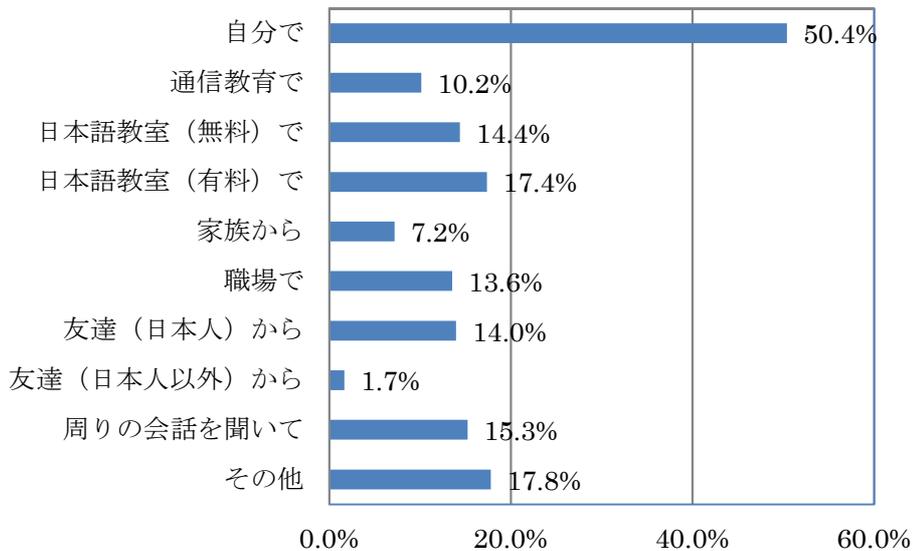
	回答者数	割合
①ある	287	78.8%
②ない	64	17.6%
未回答	13	3.6%

1 3. 今、日本語を勉強しているか



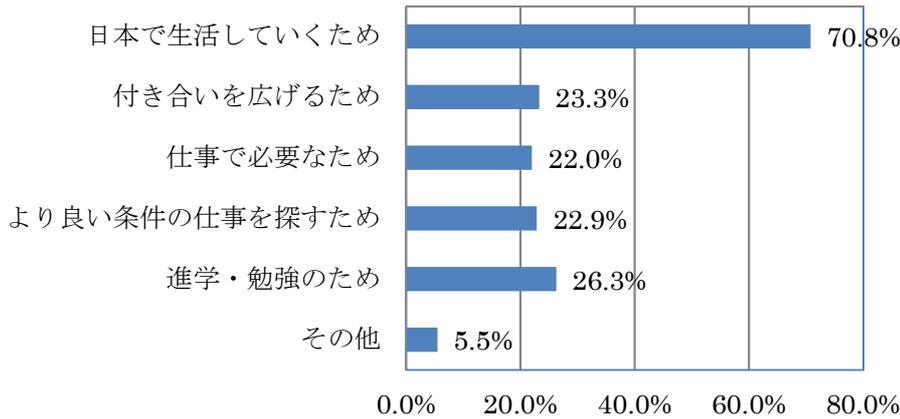
	回答者数	割合
①勉強している	236	64.8%
②勉強していない	109	29.9%
未回答	19	5.2%

1 4. (1 3で勉強していると答えた方) どうやって勉強しているか



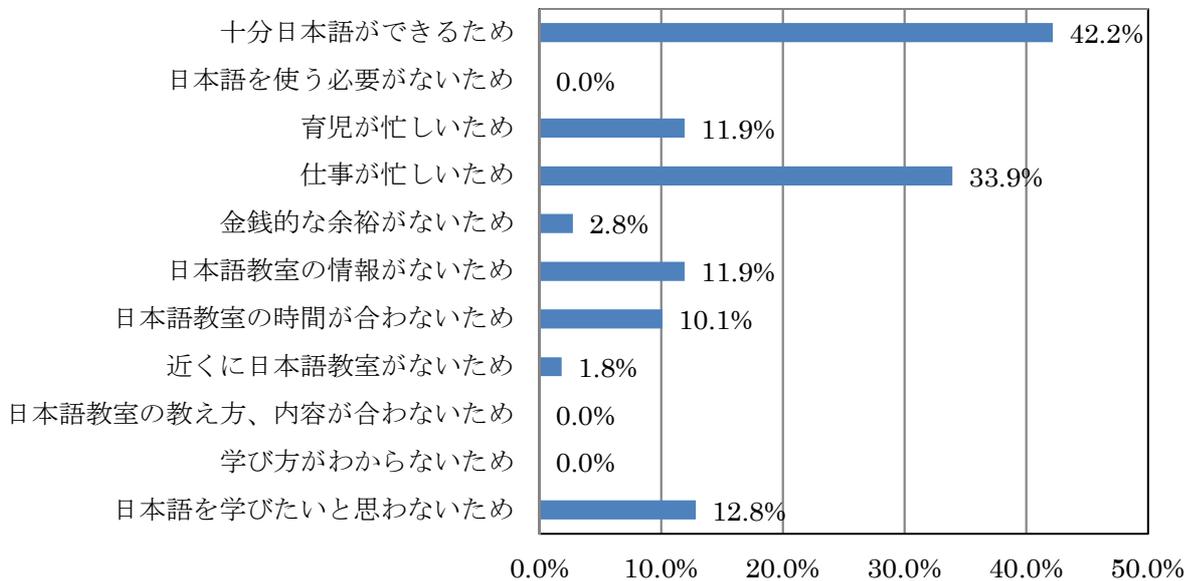
	回答者数	割合
①自分で	119	50.4%
②通信教育で	24	10.2%
③日本語教室(無料)で	34	14.4%
④日本語教室(有料)で	41	17.4%
⑤家族から	17	7.2%
⑥職場で	32	13.6%
⑦友達(日本人)から教えてもらう	33	14.0%
⑧友達(外国人)から教えてもらう	4	1.7%
⑨周りの話を聞いて覚える	36	15.3%
⑩その他	42	17.8%

15. (13で勉強していると答えた方) 日本語を学ぶ理由



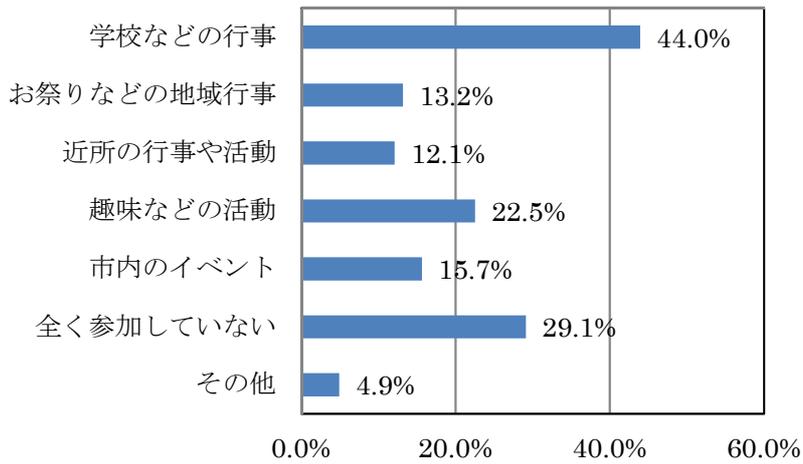
	回答者数	割合
①日本で生活していくため	167	70.8%
②付き合いを広げるため	55	23.3%
③仕事に必要なため	52	22.0%
④より良い条件の仕事を探すため	54	22.9%
⑤進学や勉強のため	62	26.3%
⑥その他	13	5.5%

16. (13で勉強していないと答えた方) 勉強しない理由



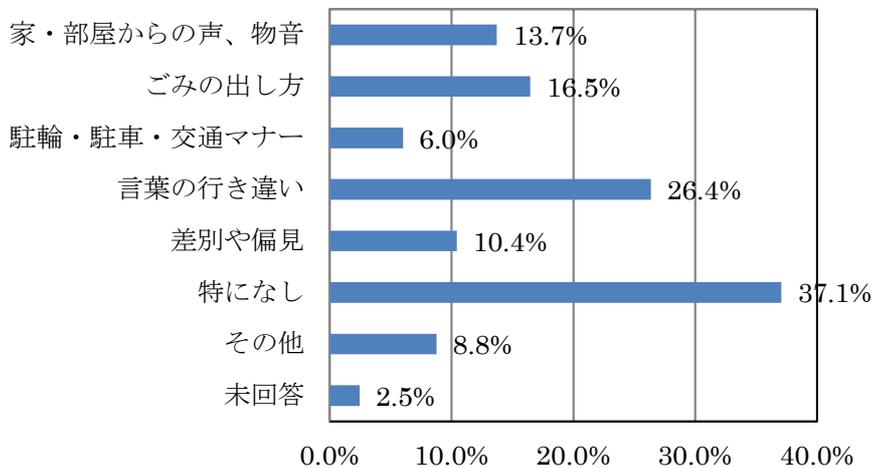
	回答者数	割合
①十分日本語ができるため	46	42.2%
②日本語を使う必要がないため	0	0.0%
③育児が忙しいため	13	11.9%
④仕事が忙しいため	37	33.9%
⑤金銭的な余裕がないため	3	2.8%
⑥日本語教室の情報がないため	13	11.9%
⑦日本語教室の時間が合わないため	11	10.1%
⑧近くに日本語教室がないため	2	1.8%
⑨日本語教室の教え方、内容が合わないため	0	0.0%
⑩学び方がわからないから	0	0.0%
⑪日本語を学びたいと思わないため	14	12.8%

17. 地域のどのような活動に関わっていますか



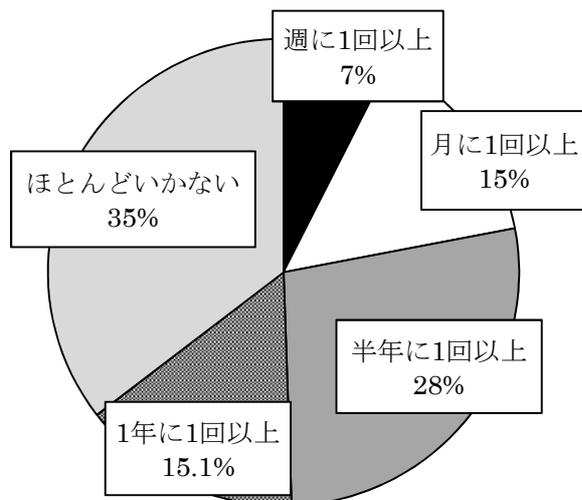
	回答者数	割合
①学校などの行事	160	44.0%
②お祭りなどの地域行事	48	13.2%
③近所の行事や活動	44	12.1%
④趣味などの活動	82	22.5%
⑤市内のイベント	57	15.7%
⑥全く参加していない	106	29.1%
⑦その他	18	4.9%

18. 日本人との付き合いの中で感じたことや困ったこと



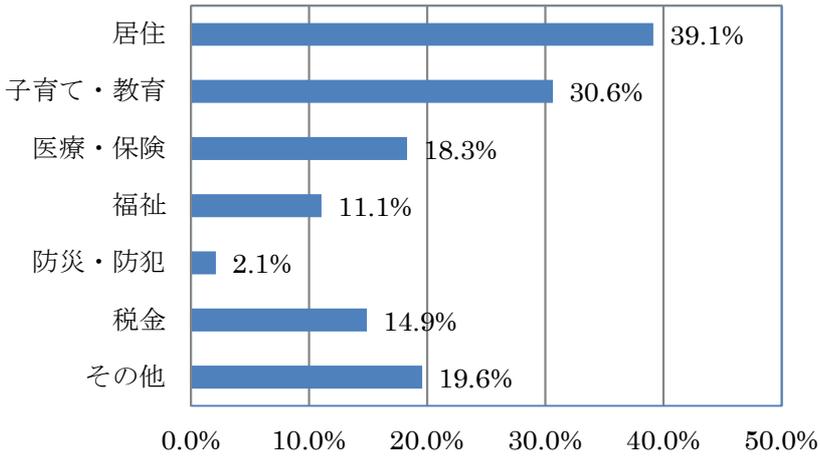
	回答者数	割合
①家・部屋からの声・音	50	13.7%
②ごみの出し方	60	16.5%
③駐輪・駐車・交通マナー	22	6.0%
④言葉の行き違い	96	26.4%
⑤差別や偏見	38	10.4%
⑥特になし	135	37.1%
⑦その他	32	8.8%
未回答	9	2.5%

19. 市役所への来所頻度



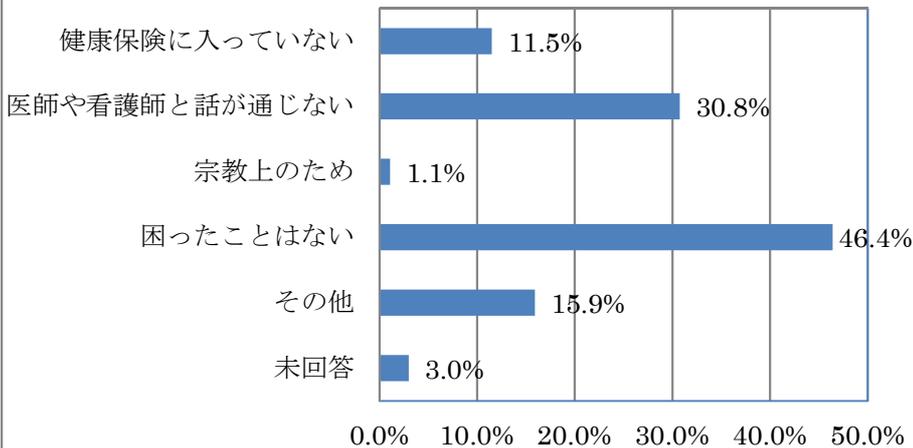
	回答者数	割合
①週に1回以上	27	7.4%
②月に1回以上	53	14.6%
③半年に1回以上	100	27.5%
④1年に1回以上	55	15.1%
⑤ほとんど行かない	129	35.4%

20. 市役所に来所する目的



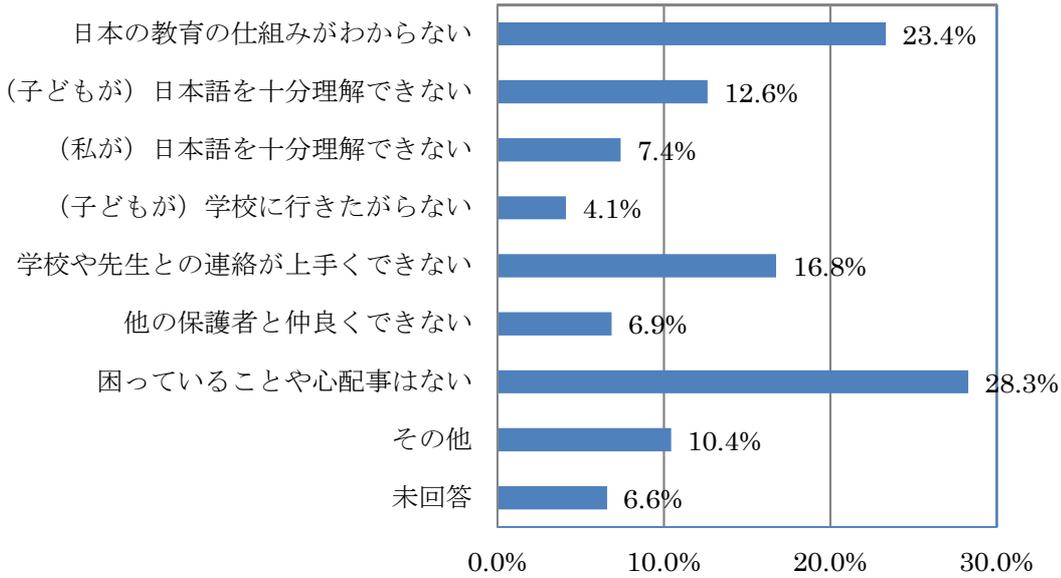
	回答者数	割合
①居住	92	39.1%
②子育て・教育	72	30.6%
③医療・保険	43	18.3%
④福祉	26	11.1%
⑤防災・防犯	5	2.1%
⑥税金	35	14.9%
⑦その他	46	19.6%

21. 病院に行った際に困ったこと



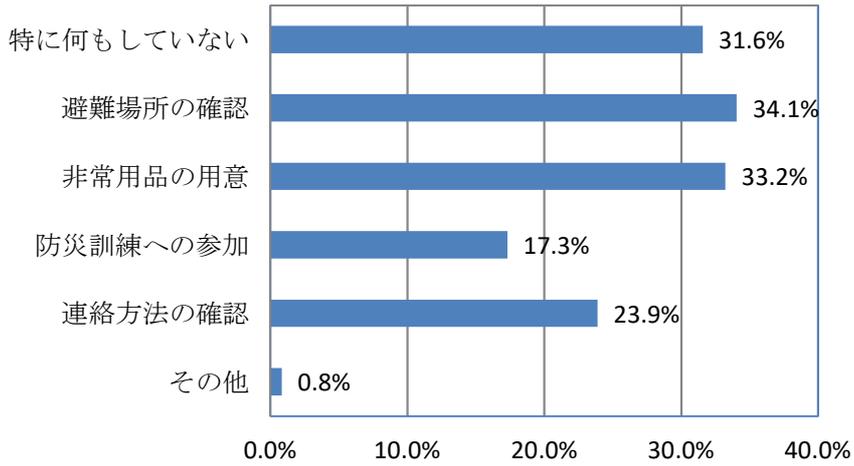
	回答者数	割合
①健康保険に入っていない	42	11.5%
②医師や看護師と話が通じない	112	30.8%
③宗教上のため	4	1.1%
④困ったことはない	169	46.4%
⑤その他	58	15.9%
未回答	11	3.0%

22. 子どもの教育について困っている（困った）こと、心配なこと



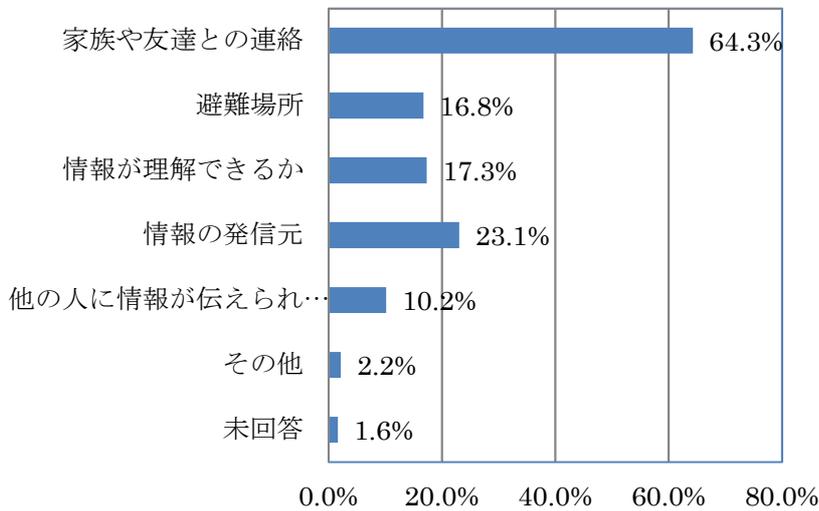
	回答者数	割合
①日本の教育の仕組みがわからない	85	23.4%
②(子どもが) 日本語を十分理解できない	46	12.6%
③(私が) 日本語を十分理解できない	27	7.4%
④(子どもが) 学校に行きたがらない	15	4.1%
⑤学校や先生との連絡がうまくできない	61	16.8%
⑥他の保護者と仲良くできない	25	6.9%
⑦困っていることや、心配ごとはない	103	28.3%
⑧その他	38	10.4%
未回答	24	6.6%

23. 災害が起きたときのために準備していること



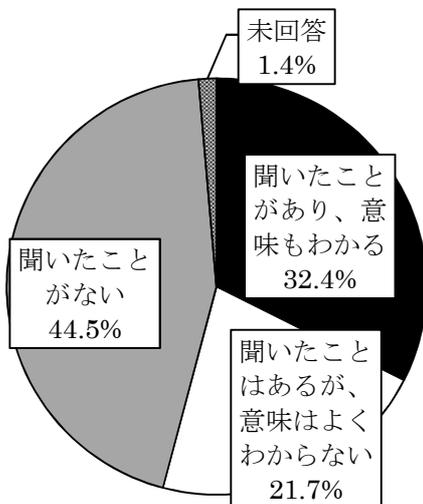
	回答者数	割合
①特に何もしていない	115	31.6%
②避難場所の確認	124	34.1%
③非常用品の用意	121	33.2%
④防災訓練への参加	63	17.3%
⑤連絡方法の確認	87	23.9%
⑥その他	3	0.8%

24. 災害が起きたときに心配なこと



	回答者数	割合
①家族や友達との連絡	234	64.3%
②避難場所	61	16.8%
③情報が理解できるか	63	17.3%
④情報の発信元	84	23.1%
⑤他の人に情報が伝えられるか	37	10.2%
⑥その他	8	2.2%
未回答	6	1.6%

25. 「多文化共生」という言葉を知っているか



	回答者数	割合
①聞いたことがあり、意味もわかる	118	32.4%
②聞いたことはあるが、意味はよくわからない	79	21.7%
③聞いたことがない	162	44.5%
未回答	5	1.4%

26. 越谷市にもっとしてもらいたいこと

外国人市民に対して、日本の文化や生活情報を多言語で知らせる

日本人市民に対して、異文化の生活情報を紹介する

外国人市民に対して、日本語の学習支援をする

日本人市民に対して、多言語の学習支援をする

外国人と日本人の交流・イベントを行う

働く場所を増やす

相談しやすい窓口を設置する

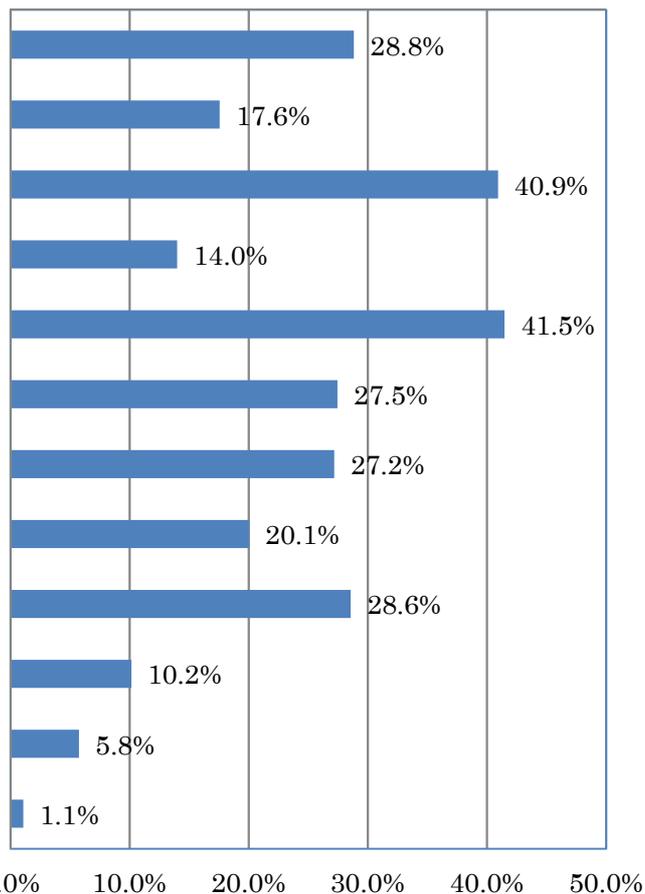
病院や福祉サービスの充実

外国人への差別・偏見をなくすための努力を行う

特になし

その他

未回答



	回答者数	割合
①外国人市民に日本の文化や生活情報を外国語で知らせる	105	28.8%
②日本人市民に対して、外国の文化や生活情報を紹介する	64	17.6%
③外国人市民に対して、日本語の学習支援をする	149	40.9%
④日本人市民に対して、多言語の学習支援をする	51	14.0%
⑤外国人と日本人の交流・イベントを行う	151	41.5%
⑥働く場所を増やす	100	27.5%
⑦相談しやすい窓口を設置する	99	27.2%
⑧病院や福祉サービスの充実	73	20.1%
⑨外国人への差別・偏見をなくすための努力を行う	104	28.6%
⑩特になし	37	10.2%
⑪その他	21	5.8%
未回答	4	1.1%

越谷市多文化共生推進プラン検討委員会設置要綱

平成31年3月7日

市長 決 裁

(設置)

第1条 越谷市における多文化共生のまちづくりを推進する「(仮称)越谷市多文化共生推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定するため、越谷市多文化共生推進プラン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、プランの策定に関する事項を所管する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民活動支援課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、プランの策定が終了するまでとする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、検討委員会において必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第6条 委員長は、検討委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、市民協働部市民活動支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(別表)

役職	所属
委員長	市民協働部市民活動支援課長
委員	市長公室広報広聴課長 市長公室人権・男女共同参画推進課長 市民協働部危機管理課長 市民協働部くらし安心課長 市民協働部市民課長 福祉部福祉推進課長 子ども家庭部子育て支援課長 保健医療部地域医療課長 保健医療部市民健康課長 保健医療部国民健康保険課長 環境経済部産業支援課長

	消防本部総務課長 学校教育部学務課長 学校教育部指導課長
--	------------------------------------

越谷市多文化共生推進プラン検討委員会 委員名簿

役名	職名	氏名
委員長	市民協働部市民活動支援課長	野 沢 豊
委員	市長公室広報広聴課長	宮 城 美由紀
委員	市長公室人権・男女共同参画推進課長	中 村 重 和
委員	市民協働部危機管理課長	平 井 克 明
委員	市民協働部くらし安心課長	川 島 徳 仁
委員	市民協働部市民課長	中 山 孝 之
委員	福祉部福祉推進課長	関 泰 輔
委員	子ども家庭部子育て支援課長	島 田 英 恵
委員	保健医療部地域医療課長	野 口 毅
委員	保健医療部市民健康課長	櫻 田 尚 之
委員	保健医療部国民健康保険課長	永 瀬 一 広
委員	環境経済部産業支援課長	小 澤 正 和
委員	消防本部総務課長	齋 藤 紀 明
委員	学校教育部学務課長	佐々木 清
委員	学校教育部指導課長	山 口 徳 明

計画策定の経緯

<平成30年度>

月 日	事 項	備 考
平成31年 2月12日	政策会議	(仮称)越谷市多文化共生推進プランの策定 について
3月26日	アドバイザー打ち合わせ	策定に向けた打ち合わせ

<平成31年度(令和元年度)>

月 日	事 項	備 考
令和元年 5月9日	講演会	アドバイザーによる市職員向け講演会
5月24日	第1回検討委員会	策定にかかる基本方針、施策の体系、外国人市民 アンケートの実施について
6月12日 ~7月26日	外国人市民アンケート調査	回答数：364名
7月10日	第1回有識者意見交換会	多文化共生に係る現状と課題について
7月4日 ~7月18日	各課所への照会	所管課業務における外国人市民対応及び多言語資 料の活用状況等について
8月29日	第2回有識者意見交換会	施策の体系について
11月29日	第2回検討委員会	越谷市多文化共生推進プラン(素案)について
令和2年 1月8日	第3回検討委員会	越谷市多文化共生推進プラン(素案)について
1月22日	政策会議	越谷市多文化共生推進プラン(素案)について
2月1日 ~3月1日	パブリックコメント	意見数：9件(4名)
2月28日	第3回有識者意見交換会	越谷市多文化共生推進プラン(素案)について
3月13日	第3回検討委員会	越谷市多文化共生推進プラン(素案)について
3月26日	政策会議	越谷市多文化共生推進プランの策定について

その他

本プラン策定にご協力いただいた方々（五十音順・敬称略）

<アドバイザー>

氏名	団体名
田村太郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事

<有識者>

氏名	団体名
李豊子	
石崎一宏	越谷市自治会連合会 会長
内田清訓	越谷警察署 警備課長
奥村裕子	東京アジア学友会 副校長
小森孝広	越谷公共職業安定所 統括職業指導官
酒井利之	越谷市観光協会 副会長
関根賢一	越谷市国際交流協会 専務理事
関森初義	越谷商工会議所 常議員
多ヶ谷 實	埼玉県社会福祉士会多文化共生ソーシャルワーク委員会 副代表
田中裕人	越谷市社会福祉協議会 地域福祉課長
田邊エリカ	
福田 スティーブ利久	文教大学 教育学部准教授
松本信子	越谷国際交流サークル 代表
山田千明	埼玉県立大学 保健医療福祉学部准教授
谷野利騎	学校法人古藤学園CAD製図専門学校 校長代行

越谷市多文化共生推進プラン

発行年月：令和2年(2020年)3月

編集・発行：越谷市市民協働部市民活動支援課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL：048-963-9114

FAX：048-965-7809

Email：shikatsu@city.koshigaya.lg.jp